

平成 22 年 2 月 定例会 (297 回)

3 月 5 日

[今井光子議員代表質問](#)

↑ (クリックで今井光子議員の討論へ移動)

代表質問項目

- 1 [無駄を削って暮らし優先の予算について](#)
- 2 [平和の問題](#)
 - ① [核兵器廃絶について](#)
 - ② [米軍機の低空飛行問題](#)
- 3 [奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例について](#)
- 4 [住宅リフォーム制度について](#)
- 5 [雇用対策について](#)
- 6 [奈良県の水問題について](#)
- 7 [中小企業高度化資金について](#)

平成二十二年

第二百九十七回定例奈良県議会会議録 第三号

二月

平成二十二年三月五日（金曜日）午後一時開議

出席議員（四十四名）

一番	浅川清仁	二番	井岡正徳
三番	小林茂樹	四番	藤井 守
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	国中憲治	三四番	中村 昭
三五番	辻本黎士	三六番	米田忠則
三七番	新谷紘一	三八番	出口武男
三九番	秋本登志嗣	四〇番	小泉米造
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、当局に対する代表質問

○議長（安井宏一） これより本日の会議を開きます。

○議長（安井宏一） 会議時間を午後六時まで延長します。

○議長（安井宏一） ただいまより、当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子） （登壇）日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長に質問いたします。

まず、桜井市で起きました幼児虐待で幼い命をなくしました智樹ちゃんのご冥福を心よりお祈りをいたします。そして、奈良県として虐待防止の万全な対策をしていただくことを強く要望しておきます。

最初の質問は、無駄を削って暮らし優先の予算について、知事に伺います。

三日の朝日新聞の夕刊に載っておりましたひな祭りのかえ歌を紹介します。はじめをつけましょ献金に、お金はだめでしょ裏の金、政権にいらしたあの党によく似た感じのことばかり。見事に国民の思いをあらわしていると思います。

昨年、政権交代を実現させた国民は、今新たな政治の探求を続けています。国民の願いは政権交代が目的ではなく、暮らしやすい政治にしてほしいということです。一握りの大企業の成長のために雇用や下請中小企業の営業、社会保障が犠牲にされてきた結果、日本経済の土台が大きく傷ついています。二〇一〇年の経済成長はプラスになっていますが、雇用者報酬はマイナス、パート・派遣の不安定就労はもとより、フルタイム労働者の平均給与でさえ月二十九万四千五百円で、前年度一・五%の減少です。これは一九七六年以来過去最低になります。日本共産党は、県民の暮らしが大変なときこそ、高い国民健康保険料の引下げや介護保険料の減免、後期高齢者医療保険料の引上げストップ、子ども医療費助成制度の拡大などを進めるべきだと考えます。

このたび奈良県の新年度予算が出されました。法人税、個人県民税の税収が落ち込み、国からの地方交付税と県債によってしのいでいる厳しい状態です。さらに人件費や職員削減はもとより、教師の定数内講師に見られるように非正規雇用を進め、本来住民サービスに努めるべき地方自治体が行うべきではない方向で経費を抑えています。既に一度破綻した関西学研都市高山第二工区の開発を再度検討する予算、リニア中央新幹線促進に二百二十八万円、関西空港第二期工事の出資なども続けています。京奈和自動車道大和北道路の建設、県営プール跡へのホテルの誘致、県立医科大学の高山移転を検討するなど、開発優先の流れが基本にあるように思われます。さらに、ポスト一三〇〇年祭構想では、南部を元気にする構想で、平城京の大極殿院での吉野、高野、熊野の建国宣言に一千五百万円もかけます。南部でしてこそ意味があるのではないのでしょうか。百億円もかける平城遷都一三〇〇年記念事業では、多額の費用をかける会議も予定していますが、県民にとってどのような必要があるかわかりません。もちろん、私たちが要求してきた県内企業の実態調査、県立大学の授業料の減免、がん対策や周産期医療など、地域医療再生基金事業や県産材の林業支援などの予算化はされております。

そこで、知事に伺います。県民の暮らしが大変なときこそ、福祉の支援や雇用対策など暮らしの向上につながる予算に重点を置くべきと考えますが、平成二十二年度当初予算の状況についてお聞かせください。

次に、平和の問題で二点質問いたします。

核兵器廃絶について質問します。

核兵器のない世界を目指して、五月にニューヨークで二〇一〇年NPT核拡散防止条約再検討会議が開催されます。奈良県から、私も含め代表団が要請行動に参加する予定です。二十一世紀の今も二万六千発の核兵器が世界の平和と安全を脅かしています。どうしたら人類は核兵器のない世界に到達できるのか、今や核兵器のない世界への追求は、核保有国も含めた世界の圧倒的世論になっています。核保有国には、二〇〇〇年五月のNPT会議で核兵器廃絶の明確な約束を実行することが求められています。二月には、パリで核兵器廃絶を掲げる団体グローバルゼロの初めての世界サミットが開かれました。グローバルゼロは、二〇〇八年に期限を切った核兵器廃絶協定の成立を目指す国際的な運動体として、カーター元アメリカ大統領、ゴルバチョフ元ソ連大統領などの呼びかけで結成されました。国際連合のバン・ギムン事務総長は、核兵器に一ドル費やされれば、学校、医療、命につながる技術の研究など、費やされるお金が一ドル減ることになると指摘し、グローバルゼロは単なるスローガンではなく、我々は達成できるし達成しなければならない現実目標であると強調されました。

一方では、核兵器があることが平和を保つという考え方、核抑止力論があります。元アメリカ国防長官のジョージ・シェルツ氏は、核兵器は非道徳だ。現代社会にあって、一体だれが核兵器のボタンを押せるだろうか。何十万人、何百万人という人が死ぬとわかっている核兵器を落とせるわけがない。文明国の指導者であれば核は使えない。使わなければ抑止力にならないと述べています。一九五〇年、スウェーデンのストックホルムで開かれた平和擁護世界会議には、世界中から核兵器廃絶を求めるストックホルム・アピール署名五億人が集まりました。その国際世論が、当時トルーマン大統領が朝鮮戦争で、核兵器は使いたくないが、使う用意があると発言しながら、核兵器の使用をさせなかった大きな力になりました。

今度の世界会議に向けて、日本では一千二百万人の署名が取り組まれています。地元の北葛城郡では先日、王寺町、河合町、上牧町、広陵町の首長さん全員が署名をしていただき、賛同をいただきました。奈良県では県下の全自治体が非核平和都市宣言を行っております。

知事は、核兵器のない世界についてどのように考えているのか。また、核兵器のない世界に到達するために奈良県でどのようなことができると考えているのか、お聞かせください。

平和の問題の二つ目は、米軍機の低空飛行問題で、危機管理監にお伺いします。

昨年のお盆のころ、十津川村の玉置山山頂付近で、山の下の斜面を込之上方面に向かって飛ぶ米軍ジェット機を目撃した、パイロットのヘルメットを見たという情報が日本共産党に寄せられました。和歌山県では平和委員会が目撃情報を記録しておりますが、昨年八月十二日午前九時十二分、椿山ダム上空での米軍機を確認していました。これまでも和歌山県平和委員会が神奈川県大和市平和委員会に確認すると、厚木基地にアメリカ原子力空母ジョージ・ワシントンが来ているとき、搭載されている戦闘機F A一八、E A六が飛び立った日時と目撃情報がほぼ合致していることがわかりました。現在明らかになっております米軍の低空飛行ルートは全国で七ルートです。厚木基地から日高川町の椿山ダム、切目崎、高知県、愛媛県を通り岩国基地に至るルートは、オレンジルートと名づけられた重要なルートです。オレンジルートでは一九八七年八月十二日、十津川村で標高一千メートル級の山に囲まれた幅一キロメートルの谷間に渡してある木材搬出用ワイヤーロープを、地上二百メートルの超低空飛行で飛んできた米軍機が切断するという事故が起きました。一九九一年にも同様の事故が起きています。当時県民から責任追及と軍用機の飛行訓練の即時中止を求める声上がり、県議会は、奈良県上空で米軍機の一切の飛行訓練の即時中止を要望する決議を行いました。その後、奈良県上空での飛行訓練は中止されていたと思います。過去の事故の際、どことどのような約束になっていたのか、伺います。

ことは日米安全保障条約の改定から五十年目です。日米安全保障条約では、日本の領土のどこでもアメリカ軍が自由に訓練に使える内容になっています。しかし、アメリカでは、ジェット機の低空飛行訓練は野鳥の生態系に害を及ぼすという理由で厳しい規制があります。日本国民はアメリカの野鳥以下の扱いです。目撃情報は、わずかな情報であっても、外務省、防衛省に対して伝えていくことで、奈良県上空では訓練させないように求めることが重要ではないかと思えます。いかがでしょうか。また、県民が米軍ジェット機を目撃したり、騒音を聞いたときはどこに連絡をすればいいのか、お聞かせください。

奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例について伺います。

奈良県の八割の面積を占める山林が、今深刻な危機を迎えています。県の森林面積の九五％が民有林です。そのうちの六二％が杉、ヒノキの人工林で、戦後の復興期に植林された木が間伐の時期を迎えています。実際は毎年五、六千ヘクタールで六割の間伐です。四割は放置されたままになっているのです。林業が業として成り立たない、それによって進む山林の荒廃が各地で土砂災害を起こしています。人口の過疎化が進み、限界集落が点から面にと広がってきています。森林をどのように再生するかは、奈良県にとって重要な課題になっています。

今回、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例が提案されました。この条例が林業や製材業、山村集落の崩壊とも言える高齢化、過疎化の実態を回復する施策になるのか、今後の取り組み状況を注視していきたいと思えます。

全体的に見ますと、林業、木材産業には入り口と出口があります。入り口は木を育て伐採する部分と、出口はそれを原料として加工し販売する部分です。出口の分野では最も大

きな市場は建築と関連産業ですが、住宅建設は一九七三年のピーク時に百九十万戸から、二〇〇九年には七十八万戸とピーク時の二分の一に落ち込み、その上、すべてが木造ではないため、需要はさらに落ち込んでいます。製材業者の廃業、倒産で製材業も衰退の一途をたどっています。杉、ヒノキの出荷はピーク時の七分の一、五分の一、価格の暴落は、杉がピーク時の三分の一、ヒノキでは四分の一以下です。再生産を維持できない木材価格は買い手相場になって、林業の衰退になっています。それはまた、低価格の外材輸入によっても大きくダメージを受けています。一方、入り口にある林業は、出口がどんなに困窮しようとも出口の業界に原料を提供することしか方策がなかったのではないのでしょうか。

林業は、一次産業の中でも農業などと大きく異なるのは、完全な木を育てるのに三十年、五十年、百年と長期の歳月がかかることです。その間、台風や病害虫など大きなリスクを抱えます。間伐も、以前は間伐材が足場などに利用されておりましたが、今日ではその販路も閉ざされ、間伐材の収入は皆無になっています。間伐しない山の木は、光が差し込まなく、細く粗悪です。搬出してもコストに見合わず、放置された間伐材は大雨に流され、鉄砲水のように山や河川の災害をもたらしています。こうした結果、山で働く労働者や村民の持続的、安定的な仕事が奪われ、収入源を失った村は高齢化、過疎化が進んでいます。今日の林業問題は極めて構造的なものであり、思い切った発想の転換と資金の投入が求められていると思います。林業の基本は、生産費に見合った価格で市場に安定して販売されることです。それには、木材そのものの利用だけではなく、木材の成分を活用した新しい研究や開発で質的転換を図ることが重要です。また、県立病院建替えや中央こども家庭センターの建替えなど、公共施設の建設計画がありますが、こうしたところにこそ県産材を使用すべきと考えます。

森林の所有形態は、五十ヘクタール以上の所有が一％、五ヘクタール以下の小規模所有者が八七％を占めています。県内では五万六千四百六人が山林所有者になっていますが、森林組合に加入しているのは三割にすぎません。また、不在地主は四九％と半数で、この山をどう全体で管理するかは大問題です。岡山県の西粟倉村では、森林管理協定を結んで、村の森林を長期契約で村が無料で管理し、利益が上がれば還元する方法がとられています。奈良県でも、山林の所有権と管理権を分けて全体で考えなくてはならない時期を迎えていると思います。森林組合などにそれを委託して計画的管理が必要ではないのでしょうか。また、林業の共同化の中で、山林の所有権と管理権を分け、放置林をなくして奈良県の山に命を吹き返していくことが、奈良県の活性化につながっていくと思います。

条例は、つくっただけでは絵にかいたもちに終わってしまいます。これをどのように県民に知らせ、県民や関係者の意見をくみ上げて具体化しようとしているのか。この条例を制定することで、知事はどのような奈良県の未来の林業を考えているのか、お伺いします。

次に、住宅リフォーム制度について伺います。

秋田県がことし三月から、住宅の増改築・リフォーム工事に助成する住宅リフォーム緊急支援事業を創設します。同事業は、住宅リフォーム工事費の一〇%、上限二十万円を助成するもので、工事費五十万円以上で、県内に本店を置く建設業者の施工が対象です。対象戸数七千戸、三月から受付けを開始し、事業期間は二〇一一年の三月までです。そのために十二億六千万円の債務負担行為を設定しています。県レベルでは新潟県、島根県に続いて三番目、新潟県、島根県は県産材の使用に限定されていますが、秋田県では、より利用しやすくなっています。県内では地元の広陵町で商工業者の要望が実り実現しましたが、広陵町では十万円を限度に、リフォームにかかった費用の一割を町の商品券で助成するものです。平成十七年七月から実施されていますが、二百五件の申請があり、千六百万円の予算に対して三億五千万円の工事が施工されており、二十一・七倍の経済効果があったとされています。建設業者にも、また住民にも好評です。ところが、家を建て替えてもらった業者に頼みたいが、他町の業者という場合は利用できません。山形県庄内町でも三十倍の経済効果と言われています。県がこの制度を導入してもらえば、その経済効果はもっと大きいものになります。山形県のある工務店の社長は、五件の受注で七千万円の工事費、基礎、製材、サッシ、建具など二十社近くがかかわり、延べ二百人が仕事をしていると述べています。

中小業者の仕事おこしのためにも、奈良県で住宅リフォーム助成制度を実現し、県産材利用の場合はさらに上乘せをするなどしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、雇用対策について質問します。

奈良県では二〇〇九年の有効求人倍率は〇・四八と、前年に比べて〇・二五も減っています。完全失業者は三万一千人と、前年より六千人も増加、二〇〇九年六月から十二月までの雇用保険の支給切れの労働者は九千三百八人、そのうち解雇・雇いどめによるものは三千二百二十九人と三分の一です。県は、緊急雇用対策・ふるさと雇用を活用して二人ほどの短期・一時的雇用を創設しておりますが、安定雇用を求める県民のニーズとはかけ離れたものになっています。完全失業者のうち世帯主の失職が二十二カ月連続で増えています。

このような社会背景のもとで、本県では、正規雇用を創出するには県がみずから行っている職員採用のあり方を変える必要があります。教員の採用では、定数内講師を正規雇用に変えるだけで一千人の雇用創出が可能になります。消防本部は定数に対して百十七人不足、土木の技術職員は九年間に百十二人が削減されています。年間六千四百九十六件もの相談に乗る消費生活相談員は、十二名全員が非常勤です。健康づくりといいながら、栄養士は県知事部局で六人と少ない状況です。保健師は全国平均以下となっています。日々雇用職員は平成十八年から三年間で九十九人も増えています。

そこで、総務部長に伺います。県は県民サービス向上のためにも、専門職種を含めて正規雇用職員を採用する必要があると考えますが、採用に当たっての県の考えをお聞かせください。

国では、労働者派遣法の改正案が労働政策審議会に諮問されています。ここには二つの大きな抜け穴があり、問題です。一つは、製造業は原則禁止と言いながら常用型派遣を禁止の例外としている点です。厚生労働省は、短期雇用を繰り返しても一年を超える場合は常用雇用とみなされます。実態は、五十六万人の派遣労働者の六三%が政府の言う常用型で、原則禁止ではなく原則容認になっています。もう一つは、登録型派遣の原則禁止を言いながら、専門二十六業務を禁止の例外にしています。三百九十九万人の派遣のうち百万人の労働者が専門業務とされ、パソコンを使うことでさえ専門業務とみなされ、これも抜け穴になっています。

商工労働部長に伺います。労働者の雇用を守るために国に対して、抜け道のない抜本改正を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、奈良県の水問題について質問します。

県ではことしから、人口減少の中で人口増を想定し、実態に合っていなかった長期水需給計画の見直し、健全な水循環の構築を目指した水環境ビジョンの策定、さらには、六月議会に提案される予定の、県営水道料金を引き下げて二段階料金制度の導入検討を盛り込んだ県営水道中長期総合計画、県営水道ぶらん二〇一九など、次々と水に関する基本をまとめました。これまで日本共産党は、大滝ダムの負担金が水道料金を引き上げることにならないようにと求め続けてきた内容を反映しており、その努力を認めるものです。

しかし、これらの計画の大前提は、大滝ダムが平成二十四年に完成して稼働できることが大前提になっています。大滝ダムは昭和四十七年、伊勢湾台風の被害を防ぐために治水ダムとして、昭和五十二年の完成をめどに二百三十億円の事業費でスタートいたしました。その後、工事が進むたびに地すべりや亀裂が次々と繰り返され、六回の計画変更が行われ、事業費は三千六百四十億円と当初の十六倍にもなっています。地すべり地帯に安全を確認しないでダムを建設した国の責任が問われます。これ以上エンドレスで財政負担をすべきではないと考えますが、県は、試験湛水の結果、またダムが使えなかった場合にはどのように対応する考えか、お伺いをいたします。

最後に、中小企業高度化資金について質問いたします。

県がヤマトハイミール食品協業組合に対して貸し付けた二十億円の中小企業高度化資金に対して、県は回収を怠ったとする裁判の判決が昨年十二月十七日大阪高裁にて下されました。柿本前知事に対しては、平成三年十一月二十八日から平成十九年五月二日まで知事の職にあり、貸付けに関して繰上償還請求、強制執行等債権回収の職務権限を有していたとして、平成十三年以降、速やかに繰上償還の通知を行った上、貸付け残金全額等について履行請求、強制執行等の措置をとるべきであったのに、在任中は各手続を全くとらなかったのだから、その過失によって違法に債権管理を怠ったものと評価せざるを得ないと認定しています。ヤマトハイミールが倒産して県が回収できたのはわずか六千四百四十六万円にすぎません。前知事に損害賠償を支払うように求めた点は、損害が発生した事実

を認めるに足らずとの理由で棄却されました。二十億円不正融資等を究明する会は、それを不服として最高裁に上告いたしました。

前知事は知事を四期務め、一億七千万円もの退職金が支払われておりますが、一般に職員が違法行為を行った場合に退職金返還など罰則規定が定められています。特別職の規定はありません。退職金の返還など一定の賠償責任を求めべきだと考えますが、いかがでしょうか。

昨年十二月二十四日、これに関するもう一つの裁判の判決が下りました。県が平成十九年九月に初めて連帯保証人への請求を行ったことで、連帯保証人の一人が、自分は印鑑を偽造されており返済責任はないと、県を相手に提訴したものです。私は当初から、貸付けそのものがおかしいと思っておりましたので、裁判の傍聴にも行きましたが、結果は、実印が使われていたことで責任があると、敗訴しております。証人尋問の最後に裁判長は組合員一人ひとりを読み上げて、Y氏に知っているかと質問しておりましたが、理事長以外は知らないと答えておりました。県は連帯保証人に対して、公正証書に基づき連帯責任を求めております。公正証書は二通、平成二年二月二十二日十六億円の貸付け、平成三年六月六日に四億円の貸付けに対して作成されております。十六億円は平成二十一年十一月三十日、四億円は平成二十三年二月二十七日が返済期限です。これは当時の上田知事と組合が取り交わしておりますが、知事は、県の担当職員Aに代理人を委任し、組合側の連帯保証人五人は別の担当職員Bに代理人を委任しています。委任状で代理人を立てる場合に、契約の相手を自分の代理人にすることはできないとされております。この場合、組合が県から資金を借りるに当たって、組合の代理人を県の職員に委任することは本来できないのではないのでしょうか。それとも、県がつくった組合なのでしょう。公正証書には連帯保証人の氏名の後、代理人A及びBは、氏名を知り面識があると書いてあります。連帯保証人のY氏は、委任したとする県の職員を見たこともないと言われておりました。裁判には、理事長と妻から、署名捺印入りで確認書、陳述書が提出されております。そこには、Y氏はヤマトハイミールの設立には何ら関与されておらず、連帯保証人になっていただいたこともありませんと書かれています。

二月一日、私は国の中小企業基盤整備機構に行ってまいりました。中小企業高度化資金の貸付けについて県が貸し付ける場合に、県も組合側も県の職員ということは一般的なのかと聞きましたところ、あまり聞いたことがないと答えています。真に連帯保証をしていれば、当然返済の責任が生じますが、もし見せかけの組合をつくるために本人の知らない間に利用されたとするなら、県は貸付けそのもの間違い、保証人への請求そのもの間違いと、二重に大きな誤りを犯すこととなります。

そもそもの貸付けに問題があるのではないかと質問を続けてまいりましたが、この問題については監査請求で十年経過しているので時効との判断で却下されており、全く検証がされていません。民法の損害賠償請求権、不法行為の時効は二十年ですので、まだ終わっていません。県は無理やりつくった組合であることを承知の上で請求しなかったのではな

いかとの疑問さえ生じます。回収ができなければ、いずれ最終的には不良債権の処理として議会に提出されることが推測されますが、そもそもの貸付けの際の手続などについて正当なものであったのか、荒井知事は知事の監査権を使って監査をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

壇上での質問はこれで終わります。答弁によりましては自席より質問させていただきます。(拍手)

○議長(安井宏一) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 三十一番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問は、予算編成の考え方、予算の重点をどこに置くべきかというご質問でございます。

予算は、現に住んでおられる県民の暮らしの向上のために使われるべきは当然であると考えますが、それとともに、将来の県民の暮らしも豊かに維持されるように、将来への投資が必要であることも当然であると思います。特に県債を発行して借金をして施策を行うときは、借金のツケだけを子孫に残さないように、予算の効果が将来にも残るように心がけていく必要があると思っております。そういう意味で、本県の行財政運営の基本的立場は、持続可能な財政の確立と、現在及び将来のために必要な施策の実行を両立することにあると考えております。これを具体化するための平成二十二年度当初予算におきましては、引き続き経済活性化と暮らしの向上を二本柱として、本県の実情に即した効果的な施策の実現を目指しているところでございます。

そこでまず、暮らしの向上に係る施策を申し上げますと、福祉の充実の面では、施設・在宅両面からの福祉サービスの充実や障害者、高齢者の就労支援、子育て支援など、県民の方々が安心して暮らせるよう、各般の取り組みを進めているところでございます。また、現下の厳しい雇用情勢に対応するため、県・市町村を合わせて約二千百人の新たな雇用を創出するふるさと雇用対策や、女性、ひとり親家庭、障害者等を対象にしたきめ細かな対策も予算に計上しております。そのほか、健康づくり、地域医療の充実、家庭・学校・地域が連携して取り組む教育の充実、安全・安心の確保、景観と環境・まちづくりなど、県民の暮らしに直接かかわる課題について、施策の充実に努めたところでございます。

一方、本県の経済活性化に向けた取り組みも、もちろん県民の方々の現在及び将来の暮らしにつながるものでございます。産業の活性化や観光の振興、消費の拡大、農林業の振興などについて、将来に向け新しい芽が出るよう、さらに積極的に推進していきたいと思っております。また、これらを支えるために効果的な基盤整備、インフラの整備、市町村支援、協働の推進などにも目配りをしてきております。

これらの施策の立案に当たりましては、本県の現状分析や県民のニーズの客観的把握に努め、これまでの取り組み成果を評価して、どのような手法が真に有効であるかについての知恵を、職員とともに知恵を絞り、議論を重ねてきております。実行に当たっても、最大限の効果が発現するよう努めてまいりたいと思っております。

二つ目は、平和問題、特に核兵器のない世界についての所見のお問い合わせがありました。

核兵器のない世界の実現は、県民はもとより、すべての人々の切なる願いであると思っております。

本県における取り組みについてでございますが、本県には世界的な歴史文化遺産が数多く存在し、それを本当に力を込めて保存・継承してきたところでございます。さきの大戦で空襲が少なかったことも、歴史文化遺産に対する人類共通の認識があったためと言われておりますし、最近では、中国の梁思成先生など、奈良を守るために尽力をしていただいた方の顕彰も行われようとしております。歴史文化遺産は国民を守る手段にもなり得るものという証明があろうかと思えます。本県では、昭和六十三年に国際文化観光・平和県を宣言いたしました。このような精神を受け、今日でも、本県が有する歴史文化遺産などの特性を活用して、奈良とゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々との交流を推進しようとしております。既に、韓国の百済地方に当たります忠清南道とは文化・観光交流協定を締結しておりますし、昔の長安の都のありました中国陝西省とは、平城遷都一三〇〇年を契機として、友好提携の締結を目指して交流を進めてきております。国際的な観光と文化の交流は、平和の醸成につながるものであります。このような東アジアの地方政府との交流そのものが、核廃絶に向けての奈良県らしい取り組みであると思っております。平城遷都一三〇〇年祭の中で、このような東アジアを視野に入れた取り組みが、地域の平和の実現に向けて一歩でも前進する契機となりますように努めていきたいと考えております。

奈良県の森林づくりについて、林業振興についてのお問い合わせがございました。

今県議会に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を上程させていただいておりますが、本条例は、森林や林業・木材産業に係る課題を克服し、奈良の森林・林業の現状をよくしたいという思いで制定しようとするものでございます。森林づくりの観点と林業・木材産業の振興の二つの観点から、必要な施策の方向性を示そうとしております。

まず、森林づくりでございますが、県内の民有林について、木材生産林と環境保全林の二つに大きく区分しようとしております。木材生産林は、主として木材資源の循環利用を図る森林でございます。また環境保全林は、主に景観の保全や生物多様性などの発揮を図る森林でございます。その区分に応じて必要とされる施策の展開を進めたいと思っておりますが、そのようなことにより、放置森林を解消するとともに、林内への立ち入り利用や良好な景観眺めの場所を確保するなど、森林を多様な視点で活用するということを心がけていきたいと思っております。

林業や木材産業の振興の点につきましては、県産材の安定供給と利用の促進、それとともに林業従事者の育成を中心に取り組んでいきたいと思っております。安定供給対策では、高性能林業機械の導入や林内路網の整備により、出材量の安定化と生産コストの低減を促進したいと思っております。利用促進対策におきましては、利用者ニーズに合致した木材や木製

品の供給施策などを重点に進めていきたいと思ひます。これらによりまして、安定した木材需要と供給体制の構築を目指し、木材生産林での木材資源の循環利用を長期間にわたり持続的に推進できるようにしたいと思ひます。

また、当該条例の制定におきましては、昨年四月から森林審議会におきまして検討を重ねてまいりまして、市町村等との意見交換会やパブリックコメント等によって県内の意見の把握にも努めてまいりました。これからは、木材生産林と環境保全林の森林区分の具体的作業に入るわけでございますが、ことし一年かけて行うこととなります。その際は、県が基準を示し、市町村単位で、森林所有者や関係者等への制度周知や意見聴取を行いながら進めたいと思っております。

森林の所有と管理の分離についてのご意見がございました。重要な視点だと思ひます。これらの区分の作業や施策の実行を通じまして、森林関係者の理解醸成に努めたいと思ひます。個人での整備や保全が困難な場合には、森林組合など林業事業体への施業委託などにより、長期的な管理を確保する取り組みについてもあわせて推進してまいりたいと思ひます。

さらに、本条例におきましては、県、森林所有者、森林組合などの事業体、木材産業関係者の責務と、県民の役割について明文化をしております。関係者がみずからの責務や役割に基づき、意欲的に取り組んでいただくことが不可欠でございますが、県といたしましても、積極的な取り組みを行われる方に対してはこれを支援してまいりたいと考えております。

木材の保存と活用は、極めて長期的な展望に立つて行うべきものでございます。県があるべき方向性を示しながら、環境面でも経済面でも持続可能な奈良県の森林づくりと林業・木材産業の振興を目指して取り組んでいきたいと思ひます。

住宅リフォームについてのお問い合わせがございました。

住宅需要が低迷しているのは全国的な傾向でございますが、本県におきましても、住宅着工件数はこの十年間で約三割減少しております。一方、リフォームにつきましては、既存住宅を有効に活用する意識が高まっており、需要の落ち込みはそれほどでもございません。今後、これを推進することが住宅建設業の活性化にもつながるものと考えます。県におきましては、住宅需要を喚起する経済対策として、新年度予算におきまして、新築住宅及びリフォーム住宅に対しまして、県独自の支援制度の創設を議会にお願いしているところでございます。制度の内容といたしましては、国の住宅版エコポイント制度を活用した住宅を対象に支援を実施しようとしております。新築につきましては、県産材を活用したもの、リフォームにつきましては、景観に配慮した屋根・外壁改修または耐震改修を行った方々に対しまして、県内で使用できる商品券、平城遷都一三〇〇年記念プレミアム商品券と仮称しておりますが、を交付しようとしております。このような支援制度により、県内の住宅新築及びリフォームの需要が増加し、一定の経済効果が見込まれると考えております。また、県内のみで使用できる商品券の交付により、県内の消費喚起にもつながるも

のと考えております。新築住宅に県産材を使用する場合の県独自の補助制度は二年前から既に実施しておりますが、ご質問のリフォームに係る県産材利用への支援につきましては、今までやってまいりました、あるいは今年度しようとしております一連の支援措置の利用の実績、効果の程度を検証しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

水問題に対するご質問が私に対してございました。奈良県の水問題、大滝ダムに関するご質問でございます。

大滝ダムは、ご指摘ありましたように、昭和三十四年の伊勢湾台風による甚大な被害を契機に計画されたダムでございます。紀の川沿川地域の被害を軽減するための洪水調節、治水の面、水道用水及び工業用水の供給、利水の面を目的とした多目的ダムでございます。本県にとりましては、治水、利水両面で必要不可欠なダムと思っております。大滝ダムが完成いたしますと、県内の水の供給は大変安心したものになります。京奈和自動車道のような高速道路の設置に劣らない効果が水の面であると思っております。そのようなダムでございますので、国に対しまして、ダムの早期供用と関係住民の安全確保を強く要望してきております。

三千六百四十億円という大変高額な事業費でございますし、費用が増高してきたというご指摘でございます。その要因といたしましては、川上村の中心地が水没するということでございますので、補償世帯数が多い上、集落ごとにダム湖上部に移転するズリ上がり方式と呼ばれるような代替地造成を行ってきておるためという面もございます。国道付替えや地すべり対策工事等の対策に時間と費用を要したことなどが挙げられております。

最近におきましては、国において、白屋地区での亀裂発生に対する地質学や地すべり工学の学識者等から成る委員会を設置されておりました、原因解明と対策工法の検討が行われて、安全対策を講じてきておられます。現在、大滝地区と迫地区で地すべり対策工事が実施されております。平成二十三年度中に工事を完了し、平成二十四年度中には試験湛水を行い、平成二十五年度から供用開始されるものという予定でございます。ダムの工事は急峻な地形で行われること、また、ある程度まで工事が進むと、引き返すのにも多額の費用を要するという宿命的困難のもとで、努力をしていただいておりますように思います。

ダムが使えなかった場合という想定のご懸念でございますが、これまでのところ、これまでの長年の経過と経験から判断して、そういった事態は想定されていないように思います。仮に基本計画に変更が生じた場合の対応につきましては、議会の議決を得るのは当然のことでございますし、事由の内容に応じた県の負担についても、慎重に対応していく考えでございます。

いずれにいたしましても、国においては、貯水池全体の安全性を確保するために最大限の手を尽くしているというふう聞いておりますし、県といたしましても今後とも、国と緊密な連携をとりながら、住民の安全確保と大滝ダムの早期完成を目指して協力していきたいと思っております。

ヤマトハイミールの中小企業高度化資金についてのお問い合わせが二問ございました。

地裁での前知事の過失認定につきまして、退職金の返還など一定の賠償責任を求めるべきと考えるが、どうかということでございます。

大阪高裁判決によりますと、前知事らに対する損害賠償請求は棄却されております。私は、法の支配が世の中で最も大事なルールだと思っておりますが、司法は、個人の権利・義務の判断の上で最も尊重されるべきものだと思います。前知事個人に対する訴えについては、上告をされ裁判係争中でございますので、今後の推移を見守っていきたいと思っております。したがって、退職金の返還を求める考えはございません。

貸付けの際の手続などについて、私の監査権を使って監査をすべきではないかというご質問がございました。

ヤマトハイミール食品協業組合への中小企業高度化資金貸付けにつきましては、県と当時の中小企業事業団が共同してその事業計画などについて検討した上、貸し付けたものであると聞いております。その貸付けの翌年度に監査委員による監査を受けております。また、国の会計検査院による検査も、平成二年と平成六年に本組合に対して実施され、いずれも、その貸付けに当たっては問題なしとされており、適正に貸し付けたものと認定されていると認識をしております。また、先ほど申しましたように、民事の裁判は、返済の責任の存在及び帰属の最終的な判断でございますので、そのようなことも踏まえまして、現在、知事の監査権を使って監査を要求することは考えておりません。

お問い合わせに対する私の答弁は以上でございます。残余は関係部長から答弁をさせたいと存じます。

○議長（安井宏一） 川端危機管理監。

◎危機管理監（川端修） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、平和問題についての二問目、米軍機の低空飛行の関係でご質問がございました。

昨年の低空飛行の情報を聞いているが、過去の事故の際に奈良県上空での飛行訓練が中止されたと思うが、どこどのような約束になっていたのか。また、わずかな情報であっても、外務省、防衛省に対して伝え、奈良県上空での訓練をさせないように求めることが重要ではないか。また、県民の目撃、騒音を聞いたときにはどこに連絡すればいいのかというご質問がございました。

本県では、昭和六十二年と平成三年の二度にわたり、十津川村におきまして、米軍機の低空飛行により、木材搬出用に架設されたワイヤーロープが切断される事故が発生いたしました。その際、県といたしましては、いずれも強い遺憾の意を表明いたしますとともに、外務省及び防衛庁に対し、本県における飛行訓練の中止等について、米軍当局に強く申し入れるよう要請いたしました。県議会におかれましては、飛行訓練の中止の決議、意見書の採択など、政府への働きかけを行っていただいたところでございます。これらを受けた政府からの申入れに対しまして、米軍側からはそれぞれ回答が寄せられておりますが、平成三年の事故の際には、事故再発防止のための所要の措置が講じられるまでの間、当該地

域での低空飛行を暫時停止するという趣旨の回答があったと、関係省庁から連絡を受けているところでございます。

議員ご指摘の昨年夏を目撃情報につきましては、地元の十津川村役場に照会いたしましたところ、村役場ではそのような情報は聞いていないとのことでありました。また、外務省及び防衛省の担当窓口へ電話照会いたしましたところ、いずれも、飛行の日時、場所等の情報が明確でなく、相当の日数を経過していることなどから、米国側に照会し、回答を得るのは困難と思われると聞いています。

いずれにいたしましても、本県では、過去においてさらに重大な事態につながりかねない二度の事故が発生しているところでありまして、また、県民の生命、財産を守る立場から、今後とも、飛行訓練等の事実が具体的に確認された場合など、必要に応じ、本県上空での飛行訓練の取りやめを強く要請していかなければならないものと考えているところでございます。

なお、過去の事故発生の際にも、十津川村役場と連携して対応してきたところであり、今後、飛行情報があつたときには、県の担当は防災統括室でございます。または十津川村役場にご連絡をお願いしたいと考えており、そのような情報があつた場合の情報収集と県への連絡について、改めて村当局をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 稲山総務部長。

◎総務部長（稲山一八） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

質問は、雇用対策について、県民のサービス向上のためにも、専門職種も含めて正規職員を採用する必要があると考えるが、採用に当たっての考えを伺いたいということでございます。

本県では厳しい行財政環境のもと、持続可能な財政運営の取り組みとして、定員削減計画を策定し、着実に定員削減を進めているところでございます。しかしながら、県民サービスを低下させないことも重要であることから、正規職員の採用についても努力しているところでございます。

最近における職員の採用状況につきましては、平成十八年度で三十七名、平成十九年度で八十九名、平成二十年度が八十五名、平成二十一年度では百十八名と増加を図っており、団塊の世代の退職者増にも対応しているところでございます。また、議員お述べの専門職の採用については、その業務内容、業務量、退職者の状況等を考慮しながら、毎年必要に応じた採用数の確保に努めており、特にここ数年におきましては、医師、看護師等医療職種について定員増を図ってきており、来年度も定員増で対応したところでございます。また、今年度は新型インフルエンザへの対応を行うため、九年ぶりに保健師の採用試験も実施し、五名の採用を予定しているところであります。さらに今年度から、民間で培った経験を県政に反映させるため、新たに社会人経験者の採用試験も行い、八名の採用を予定するなど、幅広くかつ円滑な県政運営を進めるため、多様な人材の確保にも取り組んでいる

ところでございます。今後とも、県民サービスの低下を招かないよう十分留意し、社会情勢を見きわめながら職員の採用に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 福田商工労働部長。

◎商工労働部長（福田将人） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、雇用対策の二番目として、労働者派遣法の抜本的改正を国に対して求めていくべきではないかというご質問でございます。

今回の労働者派遣法の改正案要綱におきましては、日雇派遣、製造業務への派遣の原則禁止などによりまして、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図ろうとしているところでございますが、常用型の派遣や専門二十六業務は原則禁止の例外となっております。その背景といたしましては、派遣切りの発生、偽装請負等の法違反事案の顕在化など、派遣労働者の雇用の安定に大きな課題が生じてきたことによるところと認識をしております。そのため、国におきましては、労働政策審議会に今後の労働者派遣制度のあり方について諮問がなされ、昨年十月から公・労・使委員から成る労働政策審議会労働力需給制度部会におきまして、労働者派遣制度の労働市場における役割、現行制度の問題点や具体的な対応について九回にわたり議論されたと聞いているところでございます。

雇用の安定上問題が多い短期の派遣労働者についてでございますが、本県における派遣事業所に登録をしておられる一年未満の短期の派遣労働者数は、平成二十年度で約一万二千人、全国で第三十三位でございますが、これは全国の登録者数の〇・四％と、全国に対する比率は大きくはございませんけれども、一万人を超えております。今回の派遣法の改正によりまして、派遣労働者の一年を超える常用雇用化に資することにはなるとは思いますが、派遣労働者にどれだけの効果があるかを注視しながら、県として雇用の安定のための施策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ご答弁いただきましてありがとうございます。何点か質問をさせていただきます。

森林の関係なんですけれども、いろいろな関係者の方、市町村にも意見を聞いた、パブリックコメントも行われたということで言われておりますが、パブリックコメント、聞きましたら一件しか回答がなかったというふうに聞いているんです。私はこの問題を取り上げるに当たりまして、住んでいる場所が南部のほうではありませんので、あまり地元の人たちはこの林業の問題、関心がないかと思っていろいろ聞きましたら、本当に皆さん、今奈良の山が大変になっているということに物すごい深い関心を持っているということがわかりました。これを実現するにはやはり十分、関係者、小さい山持ちの皆さん、働いている山林労働者の皆さん、いろんな方の声をくみ上げてしていかないと、本当に実効のあるものにはならないんじゃないかというふうに思っております。その点でやはり具体化す

るに当たって十二分にもっと声を聞くという点で、もう一度、どんなふうにお考えになっているのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

住宅リフォームにつきましては、今年度新たに一步前進の政策をしていただいておりますが、今後一定の効果を見て、現在、新築の住宅しか県産材の場合の助成がありませんけれども、住宅リフォームも検討していただけるということですので、ぜひそれにつきましては推移を見守っていただきまして、非常にニーズは高いというふうに思っております。ですから、それはぜひ実現していただきたいというふうに思っております。この点は要望しておきたいというふうに思います。

それから、ヤマトハイミールの問題でお尋ねをしたいというふうに思います。法的には全部、裁判の関係で言いますと問題ないという結果にはなっているんですけども、私は、代理人が、県の側が県の職員の方に委任をする、組合の連帯保証人の方も県の職員に委任をするという、そういうことというのは非常におかしいんじゃないかなというふうに思っているわけです。ちょっと調べましたら、委任が許されない場合というので、遺言は契約ではないので委任というのはだめだと。それから、尊厳死の宣言をするのも、これも委任はできないということなんです。それ以外の大抵のものの公正証書は、相手との契約の締結を内容とするものだから代理人を立てることができるというふうになっていますけれども、ただし、事の性質上で契約の相手を自分の代理人にすることはできないというふうに、私の調べた資料ではそんなふうに書かれているわけです。ということは、県の職員にヤマトハイミールの側が委任をするということは、それは契約の相手と代理人で委任しているというふうに思うわけですが、その点についてはどんなふうに解釈をしたらいいのか。私は、県がつくった組合だったらこれで別に問題はないわけですが、これは協業組合で、県がつくった組合ではないというふうに思っているわけですが、そのあたりは一体どうなっているのか、その点についてもう一度お考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、平和の問題です。平和の問題につきましては、米軍機の問題、ちょっと紹介させていただきましたけれども、高知県沖で前にF A一八の米軍の墜落事故がありまして、その調査報告の中で、米軍機の目的として、低高度で行う模擬対地訓練が含まれていたということが明らかになっているということです。当時、基地を持つ全国十四の都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会というところでは、そんな訓練を行わないようにという緊急要望が出されているということなんですけれども、要は、低空飛行をしながら目的を決めて、そこを交戦の場所として訓練をしているというようなのが報告の中にありますので、これは本当に大変危険なことではないかというふうに思っているわけです。ぜひそうした点で再度、情報はそれしかなかったわけですが、少しでも情報があればきちとやっぱり対応していただきたいという点は、強く要望しておきたいというふうに思います。

○議長（安井宏一） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 森林条例に関係いたしまして、これからの森林の保存と活用の実行に当たって、関係者の声を十分聞くようにというご意見でございます。もちろん関係者の声を聞くのは当然のことでございますが、森林におきます関係者の声を聞く場合の課題と申しますか、問題点として私が認識しておりますのは、関係者と申した場合の私有林でございますが、持ち主と森林組合などの管理者と森林従事者と、それを搬出して受ける方々、森林をめぐる関係者の利害が対立しているんじゃないかというふうに感じております。対立している意見をそれぞれ聞いて、それぞれにいいように実行するという道を探ってつくっていかなくちゃいけないというのが、この森林条例をつくって目標を定めて、それに向かって関係者が理解してもらおうという、森林条例の一番大きな意味はそういうところにあります。関係者の声を聞くと、真摯な本音を言っていただくと、利害が対立していることはよくわかるといったような段階に実はなってくるわけでございますが、対立を超えて、奈良の大事な森林をどのように守るのかということに一步大きく踏み出そうとしております森林条例でございますので、声を聞くとともに、県も森林条例の精神に沿って、関係者の利害がうまく調整されて、いいほうに向かうように努めていかなくちゃいけないと、そういう気持ちでございます。

それから、ヤマトハイミールに関しまして、団体職員と県職員との委任関係についてのお問い合わせがございました。事実関係を詳細に把握しているわけではございませんが、問題点としてご指摘のありました点は、団体あるいは貸付先と貸付元の利害が対立するときに、双方代理という形の、双方の利益に反する者が、反する事情にもかかわらず同じ元から委任されると、双方に委任されるということは、双方代理というような概念で忌避すべきものとされているというふうに総論的には理解しておりますが、このケースがそのようなものであったかどうかというのは、大変複雑な法律関係ということになるかもしれませんので、私、今この場での知識は十分でございませぬが、その事実関係を含めて調べたいと思います。

それから、平和問題で、F A一八、米海軍の飛行機だと思っておりますが、低高度の訓練は、私の記憶では、相模のような陸地の米海軍の訓練発着を出まして、できるだけ洋上で低空、航空母艦への離発着訓練を行われるわけでございますが、場合によっては島のタッチ・アンド・ゴーという、地面にさわってまた上がるという訓練が行われるわけですけれども、陸地の上で行わないように、基本的にその後なってきたように記憶しております。できるだけ洋上、あるいは島のような離発着訓練施設で行うようになってきていると思っておりますが、したがって、低空飛行の件数は大幅に減ってきているように思いますが、事実の確認と、今後発生するかどうかということについては、注意を怠らないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。

ヤマトハイミールの件なんですけれども、この問題で私もずっとここ九年ぐらい、この問題、いろいろかかわって見てまいりました。その中で、一つ一つがおかしいと思うことが常にございました。一番最初、そしたらどこから構想が出発したのかという点で、当時なかなか資料を出していただけなかったんですけれども、書類の日にはっきり教えていただきたいということで、ずっと貸付けフローの一覧をしていただきましたときに、本来組合が申請をして始まるべき中身が、組合の申請からではなくて県のところからそれが始まっていたというようなのがありまして、大変疑問を感じてきたというのがあります。

それから、八回の償還条件の変更が、平成十三年に県が請求する前に行われていたわけですけれども、このときも、平成十年以降は組合の決算状況とかそういうのが提出されないままに条件変更が、国のほうも認めたという形でされていたという、こうした点も非常に私はおかしいなと感じてまいりました。平成十三年に県のほうは初めて組合のほうに請求を行ったわけですけれども、その行ったことに対して返済がなかったと。返済がない場合は一括請求を求めたり、担保が切れていれば増担保を求めたり、連帯保証人への請求を求めたりというのが貸付けの約束の中にあるわけですので、それを直ちに行うべきではなかったかと思うわけですけれども、それもやっと平成十九年になって、連帯保証人の人がびっくりしたというような請求が行われたということを言われておりまして、何でその間に六年間もの歳月が必要であったのかという、そうした点も非常に不可解な内容ではないかというふうに常々感じているわけです。

ですから、最初のスタートがボタンのかけ違いで始まって、いよいよ最後になって、二十億円貸したのに六千百数十万円しか返ってこないというような、今結果的なところになっているわけです。やはりもとは税金から始まっておりまして、県民も非常にこのことについては関心を持っておりますので、県がどういう対応をするかというのは非常に皆さん、関心を持っておられるのではないかというふうに思うわけですけれども、私は、知事といたしまして努力をしていただいて、その辺の事実関係をもう一回確認をしていただいて、皆さんには、それだったらしょうがないな、やむを得ないな、やるだけのことをしていただいたなというふうに納得できるような状況でありましたら問題ないかと思うんですが、返済がない間も、BSE対策で一億三千万円もお金を助成したりというようなことをされてきておりますので、そうした点では、やはり知事の監査請求という意味で、もう一度知事のその点でのご意見をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（安井宏一） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 事実関係を明らかにして、納得感の提供といいますか、納得感が出るようにすべきだと、そのための監査請求であるというふうに承りました。ご趣旨は承りましたが、監査請求制度と今までの経緯から考えて、改めてのお答えになりますが、地方自治法第九十九条に監査の請求できる根拠がございます。第六項でございますが、その前に、前項第一項で、監査委員は事業の管理を監査するという基本的な権限がございまして、県の県会議員も入っていただきます監査委員で既に監査の行われている部分でござい

ます。経緯ということでございまして、今のところ特別監査の請求をする必要はないものと考えております。

○議長（安井宏一）　しばらく休憩します。

△午後二時十八分休憩

△午後二時三十四分再開

○副議長（田尻匠）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四十三番梶川虔二議員に発言を許します。――四十三番梶川虔二議員。（拍手）

◆四十三番（梶川虔二）　（登壇）新創NARA、社民党の梶川が代表質問をさせていただきます。

一月十二日にはハイチ大地震が発生し、多数の犠牲者が出ました。私は、一月十八日から生駒郡内の八つの駅に朝早く一時間立ち、救援募金を訴えました。三万三千百二円いただき、八万三千百二円にして現地に送りました。ご協力に感謝申し上げ、チリ地震も含めて引き続き救援を訴えます。

我が国の社会は、自殺、通り魔殺人、子ども虐待は日常茶飯事に起こり、大変な国になりました。桜井市で起こりました五歳男児の虐待死、私も五歳の男の子の孫があり、この記事を読んだとき、手を合わさずにはおれませんでした。奈良県はこの二年間に三人の虐待死がありました。桜井市は、赤ちゃんのいる家庭を訪問する、こんにち赤ちゃん事業をしてないようですが、この事業や、市民に自治会に協力を訴えて、できることはすべてやっていただきますように要望しておきます。

もう一題、昨年の自殺者は、警察庁の速報値で三万二千七百五十三人になり、十二年連続の三万人超の記録になりました。年間では一昨年に比べ自殺者は五百四人増えました。しかし、九月から十二月の四カ月間は各月とも軒並み前年同月と比べて減っているようです。八月の与野党逆転で、新政権は自分たちの苦境を打開してくれるという思いが働き、自殺を思いとどまらせたと見る向きもあるようです。病苦自殺は一定でも、経済苦自殺は世相を反映します。戦後最高の自殺者数は、弱者切り捨てが進んだ小泉政権下の二〇〇三年の三万四千四百二十七人です。諸悪の根源は派遣労働法ではないかと思えます。政治主導、先ほど労働政策審議会という話が出ましたが、そうではなくて、連立三党による政治主導の派遣労働法の抜本改正を訴えます。社民党党首の福島瑞穂さんは、自殺対策、消費者問題、少子化問題の担当です。自殺の多い三月を特別対策月間としております。サラリーマンを雇用している経営者協会や商工会議所をしっかりと巻き込んで、対策を進めていただきますよう強く要望しておきます。

質問の第一点目といたしまして、県の雇用対策について、知事にお尋ねをいたします。

昨年の夏、南和地区に住む六十二歳になる男性が解雇されたと社民党に相談があり、私が聞いてみると、不当解雇である上、退職金も解雇手当もなく、連合にも相談しました。そのうち、一月にはその人の妻が職を失いました。よくある家族の二人も三人もがリスト

ラでお困りのケースがありますが、そういうケースでありました。六十歳を超えれば仕事は幾ら探してもない。生活福祉資金を申込みに行っても、県の社会福祉協議会に申請を上げる前に、市町村社会福祉協議会で、年をとっている、返すめどが立ってないと断られる。この人は、一人でも入れるふれあいユニオン、奈良県にございますふれあいユニオンで不当解雇や解雇手当をめぐる話し合いの緒についているところですが、その傍らハローワークに行き、一生懸命職を探しております。そのかいなく、職もなく、生活保護を求めて役所に行っても、思うに任せません。生活保護は民生委員を通すことを絶対条件としている市町村がある反面、民生委員に話すのは気恥ずかしいという人もあることから、最近では民生委員を通さなくとも、役所が直接、生活実態を聞いてくれる工夫をしている市町村も出てきました。強い人が生活保護を受け、弱い人が受けられないということのないように、やさしい窓口を開くことが必要で、自殺対策運動にもなると思います。県も考えていただきますように要望しておきます。

ちまたには、職を探す、生活のすべを求めるのに本当に苦労なさっている方々がたくさんあります。さきの政権交代で、新しい政権はさまざまな施策の転換を発表しています。その中に国の出先機関の廃止があり、その一つとして、労働行政の国から県への移行が語られています。県も産業・雇用振興部と改名をしたことでもあり、これまで国に依存してきたやり方を改め、職業紹介など、県として独自の雇用対策を展開すべきではないでしょうか。

また、先日、文部科学省から公表されました、二〇〇九年十二月三十一日現在の県内高校卒業予定者、これは公私も含めてですが、卒業予定者の就職内定状況によりますと、奈良県の場合は七七・九%で、昨年同時期と比べ六%も低くなっております。県教育委員会独自の調査では昨日発表がありましたように、二月末の公立高校の就職内定率は九〇・六%となっているものの、なお厳しい状況にあります。これらの高卒未就職者の就職相談先などの支援はどのようにお考えでしょうか。

質問の第二点目として、平城遷都一三〇〇年祭にかかわって、東アジアの地方政府奈良県のあり方をお尋ねいたします。

記念行事は既にオープンしております。今から二十年前のシルクロード博では、市民がもう一つのシルク博を開催しました。シルクロードは西から来て日本の奈良を終えんの地にしておりましたが、我が国はそのシルクロードを東から西に進み侵略した歴史があり、それを忘れまいという趣旨で行われました。そして、上田繁潔元知事は、当時の議会側の提起により奈良県国際文化観光・平和県宣言を発したのであります。本年二〇一〇年は、平城遷都一三〇〇年であるとともに、日韓併合百年でもあります。また、奈良県として陝西省と友好都市提携をします。ことしを奈良県の平和元年と位置づけ、私たちは再び平和を脅かすような過ちは犯さない平和のメッセージを、東アジアの地方政府奈良県として発信してはと思いますが、いかがでしょうか。

質問の第三点目としまして、NPO法人障害福祉サービス事業所の地方税についてお尋ねをいたします。

このNPO法は、現社民党の辻元清美国土交通省副大臣が、自社さ政権時代に中心になってつくったものですが、その際に、税法上の特例は暫定的なもので、将来的には、ほとんどの対象について非課税にする方向で議論が行われたと聞いています。この非課税措置に一番力を入れたかったことですが、積み残しになっております。手をつなぐ育成会などが主体的に運営していた福祉作業所が、障害者自立支援法の制定により障害福祉サービス事業所へ移行するように迫られております。奈良県でもこれまでの通所援護事業の補助金が年々減少しているため、多くの作業所がNPO法人を設立して、障害福祉サービス事業所として発足しています。しかし、多くの事業所では定員二十名で、在籍は二十名以下という厳しい運営となっています。その上、これらの事業は法人税法上収益事業となるため、やり繰りをして事業収入からわずかでも繰越金を出すと、法人税課税の対象になります。事業継続のためには少なくとも人件費などの資金が必要で、繰越金を持たないわけにはいきません。現状の課税は非常に大きな負担になっております。

障害福祉サービス事業について新たな条例をつくって、福祉活動を活性化させ、行政のパートナーとして育成するため、県民税の均等割、法人税割を免除されたいと思いますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

質問の第四点目として、本年秋に予定されている国勢調査について、知事にお尋ねをいたします。

五年ごとに実施される国勢調査は、前回の二〇〇五年に実施された際、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まりに加えて、オートロックマンションやワンルームマンションの増加などにより、調査困難な事象が従来に比べ多数発生したと言われております。とりわけプライバシー問題については、マスコミなどにも大きく取り上げられたところですが、我々も運動体とともに、プライバシー保護の立場から、国勢調査の調査項目、調査方法の見直しを求める運動を続けてきました。その結果、前回調査では全世帯に密封封筒が配布され、それを利用して封入し提出ができるようになりました。

国勢調査に対する国民の理解を得て、調査を正確にかつ円滑に実施するためには、調査環境の変化に応じた新たな調査方法の導入や調査項目の見直しなど、今後とも進めていく必要があると考えております。二〇一〇年は二十項目の大規模調査になります。今回の調査ではプライバシー保護の問題に対しどのように対応されているのか、明らかにしてください。

次に、質問の第五点目に、県庁職員の採用試験における身体障害者向けの試験の状況についてお尋ねをいたします。

障害者欠格条項をなくす会という団体の調査では、身体障害のある受験者に限定した都道府県の公務員採用で、点字受験を認めている都道府県は半数しかないとわかっております。また、昨年十二月二十一日の毎日新聞の調査でも、政令都市と県庁所在市の計五

十一自治体の一般職で点字受験のできるのは六割未満ということが判明をしております。これらの例に見られるように、身体障害者向けに限った採用試験でも、多くの自治体が視覚障害者のための点字や聴覚障害者のための手話がなく、受験を制限している実態が明らかになっております。我が県の身体障害者を対象とした職員採用試験の募集要項を見ても、受験資格に活字印刷文に対応できる人と明記され、視覚障害者が排除されています。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実を目指す本県においては、今後、受験機会の拡大を図っていくことも検討する時期が来ていると思いますが、奈良県の身体障害者の採用状況と、身体障害者の採用試験をどのように実施していくのか、知事にお尋ねをいたします。

質問の第六点目として、奈良県地域医療再生計画の中で、県立三室病院の役割について、知事にお尋ねをいたします。

奈良県の北和医療圏における県立奈良病院、中和医療圏における県立医科大学附属病院はわかりますが、その中であって県立三室病院、県立五條病院をどう位置づけて再生させるのか、重要な課題であろうと思います。昨年の初夏の日曜日、県立三室病院から歩いて五分のところで私は困碁をしておりました。相手にストレスをかけたのか、急に胸の痛みを訴え、西和消防署の救急隊を呼び、五分で来てくれました。時間がないのと、入院後を考え、迷うことなく県立三室病院を指定し、直ちに受入れが決まりました。残念ながら心筋梗塞で三日ぐらいでお亡くなりになりました。昨年の秋は、私の家のすぐそばで、六十数歳の女性がくも膜下出血で恵王病院に運ばれ、そこから県立三室病院に転送され、直ちに手術を受け、後遺症もなく治りました。西和地域で、特に時間を争う救急患者の対応は、決して県立奈良病院や県立医科大学附属病院ではできません。県立三室病院は地域住民にとってなくてはならない中核的役割を担っております。

振り返れば、この病院をつくる時に、王寺町周辺七カ町が金を出し合って、今の病院のあるところにあった養護老人ホームを信貴山上に移転して、土地を県に寄附して、病院をつくってほしいと要請をしました。そして、七カ町のために絶えず五つの入院ベッドは確保しておいてほしいと約束をしました。私はそのとき、斑鳩町議会議員をしておりました。このような経過を踏まえて質問をいたします。十二月議会での服部議員の質問と多少重なりますが、お許してください。

今回の地域医療再生計画では、北和地域の拠点病院として県立奈良病院を建替えるとして、二〇一〇年度の予算において、基本構想や基本計画の策定が盛り込まれております。北和地域の拠点病院の整備とあわせて、ぜひ県立三室病院の役割をしっかりとらえていただいた上で、西和地域の医療をどのように充実させていくのか、当面の県立三室病院の取り組みも含めて、県立三室病院に対する考えをお伺いいたします。

質問の第七点目といたしまして、アスベストが使われている建築物の解体について、知事にお尋ねをいたします。

最近、私の住まいの近くで、ジャスコがテナントとして入っていた吉川興産の建物が解体されました。事前に、アスベストが使われていて解体できないらしいというようなうわさが流れていました。ところが、十二月中旬より解体が始まりました。その事前に、施主の吉川興産と解体業者イトホリの連名でお知らせのビラが配られました。アスベスト検査のデータもついていました。日本環境分析センター株式会社が吉川興産の依頼で検査を受け、検査物体は矢萩建設が採取して持ち込んだものです。灰色吹き付け材の検査結果は、石綿はなしということで、グラフ、検体の写真などつけてあり、これで周辺住民はひとまず安心しました。今回の場合、一定の規模の企業がしっかりやっており、信頼ができるものと判断しましたが、次の点についてお尋ねをいたします。

まず一つは、県内の公的建造物、民間建造物のアスベストの使用、非使用の調査はできているのでしょうか。

二つ目に、建物の解体に当たり、事業者が県にアスベスト含有調査結果を届け出た場合、その真偽について県はどのように確認をしているのか。また、アスベストの有無を県が確認したことを証明する標識を発行し、掲示させてはどうでしょうか。

三つ目に、地震等災害時の住民用のアスベストマスクの保有状況についてお伺いいたします。以上、お答えください。

次に、質問の第八点目として、みんなにやさしい歩道づくりについてお尋ねをいたします。

これは、これから紹介する事故は二年半ぐらい前に発生したもので、最近私が知ったものであります。一件は竜田公園三室山の登り口のポーチに自動車進入止めの石、二十八センチメートル角の高さ五十センチメートル、間隔八十センチメートルで十三本立っておりましたが、雨の日にそばの側溝のグレーチングの上を中学生が自転車で走っていて滑って転び、この石で頭をひどく打って、いまだに十分治癒してないようなものであります。もう一件は、県道大和高田斑鳩線、法隆寺前から南に通ずる道路ですが、いかるがホールの前で、歩道に車の進入を防ぐ直径三十センチメートル、高さ三十センチメートルぐらいの石が歩道の真ん中にあります。この石に夜、中学生が自転車で衝突して大けがをしたというものでございます。国道二五号斑鳩バイパスのモデル道路の歩道の車止めにも老人が当たってけがをしたという情報が入ってきました。

これらの事故に対し、自分がぼんやりしていたからというような見方をして、大きな問題になっておりません。しかし、例えば電気製品や自動車など工業製品は、メーカーや設計技術者が期待するほど消費者は正しく使ってくれません。道路も同じで、管理者が期待するほど交通ルールを厳守するものでもありません。誤って使ってもなお安全な製品や道をつくるのが、メーカーや道路管理者の使命です。工業製品には製造物責任法、プロダクトライアビリティ、PL法とっておりますが、があり、消費者が保護されています。その精神のもとで今、トヨタ自動車株式会社の社長は頑張っておられます。電気製品をつくってきた私として、消費者を大切に頑張りたいとエールを送りたいと思います。

そこで本題の話に戻します。県道大和高田斑鳩線は大型トラック二台分の幅で、自転車はとても車道を走れません。沿道にはスーパーマーケットや法隆寺駅がある生活道路です。広くない歩道がありますが、そこに必要以上に、直径十二センチメートル、高さ一メートルの鉄のポールが立っております。歩道に車を駐車させないためと聞いたことがありますが、狭い歩道でとても駐車などはしないと思います。住民から、危ないからポールを除去してほしいと言われております。これらのポールが県内どの辺に分布しているのかわかりませんが、車で走っていると目につくところ、全然ないところがあります。一定の基準があるのでしょうか。歩道に点字ブロックを敷いて、そのそばに障害物のポールがあるのはいかがなものでしょうか。住みよい福祉のまちづくり条例の精神に従い、このポールや車止めの設置は、明らかに合理的なものを除き、原則設置をやめたらどうでしょうか。知事にお伺いをいたします。

質問の九点目として、県立竜田公園、地元のことで、質問させていただきます。県立竜田公園の自転車走行についてお尋ねをいたします。

私は竜田公園のそばに住み、毎朝のようにそこを散歩いたします。公園には、竜田大橋から上流に国道一六八号、下流に斑鳩町道があります。いずれも狭く、特に国道一六八号は大型車が通り、歩行も自転車走行もできません。勉学にいそしむ高校生は、早朝近鉄竜田川駅に向かう、あるいは竜田川駅から法隆寺国際高校に向かうのに、竜田公園の中を自転車で走ります。近くに二つのスーパーマーケットもあり、買物客も走ります。二月四日、朝の七時から八時まで、公園の中で自転車走行の調査をしましたところ、竜田川駅に向かう北行きは十五人、そして、法隆寺国際高校などに向かう南行きの学生は八人でありました。

ところが、ここに奈良県が、自転車乗り入れ禁止の看板を二枚立てております。私は高校生がかわいそうに思いまして、その看板が気になって、県に対し、何という看板を立てるのだと苦情を言おうと思っていたやさき、一月下旬のことです。この二枚の看板にカラープレーがかけられました。私は、やっぱり看板の撤去を求めているのだと思い、県の公園緑地課に、自転車乗り入れ禁止でなく、自転車走行注意という看板を求めました。返ってきた言葉は、公園条例は車馬乗り入れ禁止だから、自転車乗り入れを容認する看板はだめだと言って、自転車は押して歩きましょうという看板にするとということでした。朝の忙しい時間帯に押して歩けますか。とにかく自転車乗り入れ禁止の看板は直ちに撤去してほしいと思います。連立内閣の社民党の国土交通副大臣、辻元清美さんは、歩きと自転車で生活できるまちづくりをすと言っておりました。それを先取りするかのように、(仮称)奈良県自転車利用促進計画を策定されていますが、観光的視点が強く、生活的視点が弱いように思いました。

そこで提案ですが、現状園路は車馬進入禁止だというのなら、園路を広げて自転車の進入を特別に許し、注意走行を義務づけるか、あくまでも公園内は車馬進入禁止であれば、

公園を削ってでも自転車の走れる歩道をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか、まちづくり推進局長にお尋ねをいたします。

質問の第十点目として、高校教育無償化に対し、要望と高校教育のあり方など、お尋ねをいたします。

奈良県の二〇〇八年度の高校中退者は国立・公立・私立合わせて六百八十一人、一・八%となっております。まるで高校一つがなくなっているようなものです。一方、高校中退者の編入試験制度で編入した生徒は十四人にすぎません。二〇一〇年度から高校無償化が始まります。親の経済力が子どもの学力を決めると言われます。高校だけは出してやりたいという親心と、事実、高校だけは本人のためにも出ておくべきです。

これは少し以前の話ですが、高校に入った女生徒が一年生になって赤点を取り、先生が家庭訪問に来られました。この生徒は、家は汚いし先生に来てほしくなかったのも、家で家庭訪問のことは話さず、遊びに出ていました。もういいだろうと思い、家に帰ってみると、一人で留守番をしていた小学生の弟を相手に先生は遊んでいるではありませんか。それ以来母親は、この先生の言うことは絶対に聞けと言うようになり、先生との強い信頼関係ができたようであります。今の高校は、中退者を出さないために一生懸命取り組む学校がある反面、生徒がついていけなくなるような厳しい補習授業がなされる学校もあるように聞いております。中退した子どもが単位制高校に行こうとした場合、入学金百万円ぐらい要るところもあるようです。高校無償化の中でどう考えたらいいのか。私学は、近畿一円で私学を中退した者は編入学を受け入れない協定があるのではないかと。公立だって、退学してから六カ月経過しないと編入をさせてくれない。結局一年、二年とおくれていく。我が国の社会は終身雇用がある反面、四月の定期採用制度もあり、これに外れると就職が困難で出直しのきかない社会でもあるように思います。高校就学も同様です。

二〇一〇年度から公立高校は授業料が無償になります。一方、私立高校についても、私が調べたところでは、国が出す新設の就学支援金と県が出す授業料軽減補助で県内高校生の一割程度は授業料負担がなくなるが、なお九割程度の人是有償になります。さらに負担軽減を求め、近畿府県より劣ることのないよう是正されるよう、かつ朝鮮学校もその対象に入れるよう国に働きかけたり、県独自の取り組みを対象にするよう、荒井知事に要望をしておきます。

そこで、高校無償化における教育のあり方として、やむを得ず中退した子どもたちに、退学後六カ月を経過しないと編入試験を受けられない仕組みを見直し、公立高校に編入できる仕組みをつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そして、なぜ中退者が出るのか分析し、その上に立って単位制高校の充実、そして、社会に役立ち興味を持てる教科を考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。教育長にお尋ねをいたします。

以上で、私の壇上における代表質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長（田尻匠） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

雇用対策についての質問が当初ございました。

雇用についての課題は、地域によって実情が異なりますので、県としても、地域の雇用について積極的な役割を果たすべきだと思い始めております。国のほうは国でやる意味があるという立場でございますが、県の姿勢を明らかにするために、部の名称を産業・雇用振興部と改め、取り組みを強化したいと考えております。このようなことから、議員の言われる県独自の雇用対策の展開ということについては、賛同をするものでございます。

これまで県におきましては、しごとiセンターやならジョブカフェを設置いたしまして、就業に必要な情報提供や相談支援を行ってまいりましたが、今後は、このようなことだけでなく、雇用の開拓についても主体的に取り組みたいと考えます。そのため、来年度は、県内企業における求人情報の収集をみずから行うとともに、求人・求職についての情報を集約した県のポータルサイトを作成することとしております。

また、本県は夜間人口に比べて昼間人口が少ないわけですが、昼間人口は県内雇用人口と同義でございます。昼間人口を増やすためには、投資と消費が県内で活性化されることが必要でございます。そのようなことによって、県内雇用が拡大することができると思います。そのため、企業立地の促進や環境産業の活性化は雇用の促進に役立つものでございます。ホテルや商業施設の誘致、飲食店の開設支援などをより大事にしていきたいと思っております。最近開設されるイオンモール大和郡山の例でございますが、約二千八百人の雇用創出があると聞いております。奈良県のイオン三店で一万人の雇用をされていると聞いております。県内の雇用人口が約四十五万人でございますから、大変大きな割合の雇用創出を商業施設三店でしていただいているというふうにも思います。

雇用の受入れ先につきましては、製造業、今の商業施設のほか、福祉や医療、農業や林業、観光など、県内多岐にわたる分野がございますので、地域の雇用の促進のために何をすればいいのか、県が独自の展開を図るためにも、地域の雇用研究会を県庁内につくり、学識経験者等から専門的なご意見もいただきながら、地域の、奈良県の雇用政策のあり方について検討を進めたいと思っております。

次に、高卒未就職者への雇用相談先支援という大事な課題についてのお問い合わせがございました。

若者の雇用促進については、先ほど申しました、県が設置しております、ならジョブカフェにおいて、個々人に合った総合支援を行ってきておりますが、高卒未就職者ももっと利用をしていただければと思います。また、卒業されますとやはり出身高校の先生を頼るケースが多いわけでございますので、来年度におきましては、各県立高校のホームページに就労支援等についての卒業生の相談窓口を開設するように図りたいと思っております。その相談時に利用する就労に関する情報小冊子を作成し、また同時にホームページでも掲載することにしたいと思っております。また、雇用機会の創出につきましては、緊急雇用の基金

を活用いたしまして、県内企業等に対しまして、未就職者を試験的に雇用した上で、研修を通じて、業務に必要な技術や知識の取得を促す人材育成を組み込んだ事業の委託を予定しております。さらに、従来は離職者のみを対象としておりました職業訓練でございますが、新たに新規学卒者の優先枠を設定したいと思っております。九コース、四十五人の枠でございます。

なお、在学中から社会人としての自覚を持たせることも重要でございますので、企業の現場と交流するインターンシップの推奨や、ジョブサマースクールなどセミナーの開催により、在校中から職業意識の醸成も図ってまいりたいと考えております。その点で、昨日岩城議員が本会議で言われました言葉が印象的でございます。工業高校の学校長から聞いた話であるが、インターンシップを行った企業の経営者はどのような工業科の生徒を必要としているのかといえば、きちんと朝起きるとか、きちんと人にあいさつできるとか、当たり前なことだけ身につけていただけたらそれで結構だとおっしゃっているようでございます。県下の高校では王寺工業高校が、大変そういう意味でしつけのいい優秀な卒業生がいると聞いております。このようなことも高校卒業生の就職の、達成率が高くなる大きなきっかけかと、関心を持って聞いたところでございます。

次に、平城遷都一三〇〇年を契機とした平和メッセージの発信というご質問でございます。

ご指摘のありましたように、本県では、昭和六十三年に国際文化観光・平和県を宣言いたしました。本県の有する歴史文化遺産などの特性を活用して、奈良と歴史的にゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々との交流を推進してきております。特に、中国陝西省と友好提携の締結を目指して交流を進めております。

本年は平城遷都一三〇〇年の記念すべき年でございますが、その記念事業の一環として、東アジア地域の安定的発展と友好と信頼の構築を目指して東アジア地方政府会合を開催するとともに、日本と東アジアの目指すべき進路を構想する弥勒プロジェクトを実施しているところでございます。また、これらの成果を平城京レポートという形で、日本と東アジアの望ましいビジョンを示し、後世の役に立つ知恵として残していくとともに、そのエッセンスを平城京宣言として記念祝典で発信していきたいと思っております。これらの平城京レポートや平城京宣言には、東アジア未来会議奈良二〇一〇を構成する諸会議の決議やアジェンダ等の趣旨を盛り込むとともに、広く県民、国民からの意見も募り、奈良から発信する日本の知の結集として、平城遷都一三〇〇年を記念するにふさわしい有意義な内容にしていきたいと思っております。これらの考える活動は、東アジアの将来の平和と繁栄を願うものでございます。このレポートや宣言が、東アジアのよき未来に向け一歩でも前進する契機となるよう、期待しているところでございます。

NPO法人が運営する障害福祉サービス事業所への県税の免除措置についてのお問い合わせがございました。

すべてのNPO法人に対しまして、地方税法では、法人県民税の均等割及び法人税割が課税されることとなっております。本県におきましては、福祉、教育等さまざまな分野で社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割が期待されるNPO法人の活動を支援するため、平成十年十二月に特定非営利活動促進法が施行されたのを機に、その法人が収益事業を行わない場合に限り、均等割の課税を免除してきております。

収益事業を行うNPO法人の均等割の課税免除ということにつきましては、議員のせっかくの申入れでございますので、収益事業を行う場合でも課税を免除したいと思います。来年度、しかるべきときに条例を上程したいと思いますので、その節はよろしく願いたします。

一方、法人税割についてでございますが、同様な事業を営む社会福祉法人が免除になっていることに着目すれば、課税を免除することも可能という考え方もあり得るわけでございます。ただ、社会福祉法人につきましては、行政による監督等、厳格な制度の中で認可されているものに対しまして、NPO法人については、行政による認証を受ければ比較的簡便に法人格を取得できるという差がございます。このため、NPO法人については検討課題がございます。本来の収益事業に収益が充てられると一定の要件が担保されるのかどうか、ほかに利益が回らないかどうか、NPO法人の存在がこの免税措置により収益隠しに悪用されないかどうか等、制度設計上の課題があるように思います。そのようなことについて検討を深めた後、判断したいと思っております。

国勢調査のプライバシーについてのお問い合わせがございました。

国勢調査は、すべての人や世帯の実態に関する統計を提供するものでございます。少子・高齢化対策や医療、福祉等の各般にわたる行政施策を立案、実施する上での基礎資料として不可欠なものでございます。県政運営の情報基盤として最も重要な役割を果たしているものの一つでございます。県政運営においては、実態の把握と分析に基づいた政策決定が重要であるとかねてから考えております。国勢調査の内容も含め、統計の積極的な活用に努めてきたところでございます。

議員お述べのとおり、この国勢調査を取り巻く環境は、近年、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まりを反映して、また、オートロックマンションの増加など居住形態の多様化や、昼間の不在世帯の増加、統計調査に関する理解や協力意識の希薄化など、調査困難な事象が多数発生する事情がございます。調査が大変厳しくなっており、統計の精度低下が懸念されていると聞いております。このため、国におきましても、有識者の意見などを踏まえて、調査方法等についての検討を重ねられ、昨年十月には、調査環境の変化に対応した調査方法などを盛り込んだ平成二十二年国勢調査の実施計画案を示されました。その中におきまして、具体的には、調査方法においては、世帯のプライバシーを守るため、調査票はすべて封筒に密封した上で提出する封入提出方式や、調査票を郵送により直接市町村に送付することもできる郵送提出方式といった新しい調査方法が導入されました。また、調査項目につきましても、記入者の負担軽減を図るため、その必要性を精査し、就業

時間や家計の収入の種類との二項目が削減されて、合計二十項目の調査項目になったところでございます。

県としても、円滑な国勢調査の実施に向けて、実施体制を整えることといたします。本年四月一日に実施本部を立ち上げて、調査員に対しましては、調査員事務打合会の場を通じて、封入提出方式の適正な運用や守秘義務、調査票の厳重管理など、プライバシー保護の徹底について指導したいと思っております。また、県民の皆様に対しましては、県民だよりやテレビ、インターネットを活用した広報活動を通じて理解と協力を呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、身体障害者を対象とした県職員採用試験の円滑化というご質問がございました。

本県におきましては、平成三年度から毎年度、人事委員会において、身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しております。これまで二十九名を採用いたしておりますが、来年度におきましても採用試験を実施したいと考えております。この試験におきましては、これまで、聴覚に障害のある受験者に対しましては、事前の申し出により、手話通訳を設けました。また、視覚に障害のある受験者には、試験問題を拡大文字にしたり、ルーペや拡大読書機の使用を認めるなど、受験機会の拡大にも努めてまいりました。点字による受験を認めてない事情がございます。一方、点字翻訳業務に従事する職員の採用試験は、昭和五十八年度及び平成六年度に実施しましたが、その際においては、点字試験を実施し、視覚に障害のある職員を採用した実績がございます。身体障害者の雇用促進については、県が積極的に対応していく必要があると考えておりますので、来年度予定している身体障害者を対象とした職員採用選考試験では、点字試験の導入を行いたいと思っております。障害をお持ちの方の受験機会の拡大を図りたいと思っております。

県立三室病院の充実についてのお問い合わせがございました。

県立三室病院は、議員お述べのとおり、地域医療の基幹となる公的病院の建設を望む住民の強い願いを受け、県議会をはじめ、地元の王寺町周辺七カ町村や医師会の理解と協力を得て、昭和五十四年に開設されたものでございます。現在では、西和医療圏内にある医療機関への救急搬送のうち一四・五%を受け入れており、同医療圏における二次救急医療体制に重要な役割を果たしております。この病院におきましては、最近では平成二十年七月に心臓血管センターを設置いたしまして、平成二十一年八月にはＣＣＵと言われる冠状動脈疾患管理室を二床から五床に増床いたしました。また、平成二十一年十月にはＩＣＵ、集中治療室を二床から四床に増床したりして、診療機能の充実を図りました。さらに、現在、改修を進めております外来診療部門の整備により、診療スペースや待合スペースを確保するとともに、平成二十二年度以降においても、医師などの医療従事者の増員やオーダーリングシステム導入により、診療機能の充実や患者サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

また、北和地域の高度医療拠点病院として整備いたします県立奈良病院の基本計画を策定していく中で、県立三室病院との役割や連携のあり方を整理する必要が出てまいると思

います。今後の西和地域の医療をどのように充実させていくかについても、あわせて検討を進めてまいりたいと思います。この検討に当たりましては、庁内にプロジェクトチームを設け、地元自治体を含めた関係者とも十分に議論し、ご意見をいただきながら、平成二十二年度中を目途に、西和地域における県立三室病院のあり方や方向性をお示ししていきたいと思います。

次に、アスベスト対策についてご質問がございました。

まず、吹き付け石綿等使用実態についてでございます。

県有の七百十三施設の調査はすべて完了しております。吹き付け石綿が存在するのは十三施設でございますが、そのうち九施設につきましては飛散性が極めて低く、そのまま使用可能という報告でございます。残り四施設につきましては、除去等までは立入禁止としているところでございます。それ以外の県有施設につきましては、吹き付け石綿の除去等の対策は終了いたしております。また、市町村施設や私立を含む学校、病院などの公的施設、県内には四千五百七十八施設がございますが、吹き付け石綿の使用の可能性のあるものは三百四施設でございます。今後とも精密な分析の実施や除去等の対応を働きかけていきたいと思っております。民間施設につきましては、店舗、事務所等で多数の方が利用される施設で、床面積が千平方メートル以上のものが二千二百二十四施設、県内にはございますが、それらを対象にアンケート調査を実施いたしました。現時点で、吹き付け石綿の使用の可能性のあるものは百六十九施設でございます。また、調査に未回答のものが二百六十二施設でございます。これらの民間施設についても、引き続き調査の実施や、除去等の対応を働きかけてまいりたいと思っております。

次に、建物解体時に提出された含有調査結果の真偽、信頼性についてのご質問でございます。

大気汚染防止法上の届け出に添付されている分析結果につきましては、試料採取から結果報告までの手続がJISの測定方法に定められており、そのようなことから、信頼性が担保できているものと認識しております。この法上の届け出が必要でない場合であっても、解体現場へは景観・環境保全センターによるパトロールを実施し、必要な場合は立入指導等を行っております。

次に、石綿の有無に関する住民の方々への情報提供につきましては、解体事業者等が行う地元説明会の際に、石綿の有無について説明を行うよう指導しております。また、石綿含有が明らかで除去等を行う場合、大気汚染防止法等により、作業の実施期間や方法について掲示することが義務づけられているところでございます。

地震災害時における住民向けのアスベストマスクにつきましては、全国各県において備蓄は現在行われてない状況でございます。災害という事象に備えます観点から、各家庭で備えていただくのが最も有効と考えており、啓発してまいりたいと思っております。

歩道についてのご質問がございました。駐車を抑制するため歩道に設置されたポールや車止め等についての、危ないんじゃないかというご質問でございます。

歩道上にポールや車止めが置かれているところがございます。自動車等の歩道への進入や違法駐車を防止するためでございますが、地元要望などもお聞きしながら、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づきまして、交差点や車両乗り入れ部に設置してきております。しかし、具体的にご指摘のように、車の進入が難しい狭い歩道や乗り上げが困難な箇所にも、一定区間統一的に車止めが設置された例や、存在がわかりにくくて、夜間など自転車がぶつかって危険が発生する可能性の高いものもあと思います。このようなことから、県管理道路の歩道に設置されているポールや車止めの現状を再点検したいと思います。不要と考えられるようなものは撤去したいと思います。利用者が気づきにくい場合は改善を行う予定にしたいと思います。そのような方針で、土木部では各土木事務所に、緊急点検及び改善の指示を最近行ったところでございます。今後、歩道整備等で新設される車止めが不要な箇所に新しく設置されることは厳にないように、現在策定作業中でございますが、仮称でございますが、奈良県歩道整備ガイドラインにおきましては、設置の際の留意事項や事例等を盛り込み、徹底を図りたいと思っております。

私に対する質問は、以上でございました。

○副議長（田尻匠） 仲谷まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（仲谷邦博） （登壇）四十三番梶川議員の質問にお答えさせていただきます。

私への質問は、竜田公園での現在の園路を広げて注意喚起を義務づけまして、自転車の進入を許してはどうでしょうか、また、それが無理であれば、公園を削ってでも自転車の走れる歩道を設置してはどうかという質問でございます。

国道一六八号の竜田大橋から平群町椿井までの間、竜田公園に接する区間でございますけれども、歩道は設置されてなく、歩行者や自転車が危険な状況であることは認識しております。このため、歩行者への安全対策といたしまして、竜田公園内の園路に歩行者を誘導しておりますけれども、自転車につきましては、車道を走行している状況でございます。一方、公園内への自転車の乗り入れは、公園利用者にとりまして危険であることから、通行を禁止し、また地元自治会の要望を受けまして、注意看板を設置しているところでございます。しかし、現状は、国道一六八号での自転車通行が危険な状況であることから、公園内に乗り入れる自転車があることは承知しております。したがって、安全な自転車道の整備は必要と認識しております。しかし、国道一六八号への自転車道の整備をする場合は、山地に挟まれた狭い区間に竜田川、竜田公園、人家も張りついているため、課題が多くございます。どのような整備が可能か、地域住民の方々や公園利用者の意見も聞きながら、現在、県全体の優先順位も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の、公園内の園路を広げることも一つの案ではございますけれども、公園利用者の安全確保、緑地の減少、竜田公園の魅力であるモミジ等植栽の伐採、地域がはぐくんできた公園に対する愛着意識への対応などが課題であると考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（田尻匠） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

私には、高校中退後六カ月経過しないと編入できない仕組みを見直したらどうか。また、中退者がなぜ出るのか等の分析、単位制高校の充実、社会で役立ち興味を持てる教科について検討してはどうかのご質問でございます。

高校を中途退学した後、改めて学びたいと思った場合に、県立高校に受け入れる制度としましては、一つは在籍していた高校が受け入れる再入学と、他の県立高校が編入学試験を課す編入学の、二つを設けております。実績としましては、平成二十年度、再入学で一名、編入学で十四名となっているところでございます。この制度のうち編入学につきましては、規則上、退学後六カ月以上の経過を条件としていることは事実でございます。ただ、このことにつきまして、来年度からの高校授業料無償化や、県内中学校卒業生の高校進学率がここ十年、九六%から九七%に推移していることなどから、一般的に、高校教育が義務教育化していると言われている中で、この六カ月の経過条件に現時点で合理的意義があるのか、高等学校校長会の意見も参考としながら、再度検討すべきではないかと考えているところでございます。

また、中途退学の主な理由といたしましては、学校生活・学業不適應や進路変更で、その要因はさまざまであり、万能薬はないものの、ご指摘の、各学校が生徒の興味や関心、ニーズに合わせた学習内容を創造していくことや指導方法の工夫は、不断に必要なことと考えております。この意味で、自分の学習計画に基づき、興味・関心に応じて科目選択ができる、平成二十年度に開校した単位制高校であります大和中央高校の果たす役割も大きいと考えているところでございます。

いずれにせよ、高校生活を充実したものとするためには、中学校の段階で生徒が高校の内容を十分に把握した上で高校を選択することが大切であることから、各高校でオープンスクールや中学校訪問の実施、ホームページ開設等を行っており、今後もさらにこれらを充実していくよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（田尻匠） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） それぞれ答弁いただいて、私もそれなりに満足をした答弁だと思っておりますが、しかし、ここで再質問でまた詰めるという、そういうことでもございませんので、ただ、私の思いやらを少し、時間がありますので、申し述べておきたいんですが、順序はいろいろですが、今の高校の問題で私は、一つは、今後その六カ月というのはあるべきか、ないべきか、検討するということですが、ぜひ外していただきたい。

それと同時に、例えば今六百人ぐらい中退した子がおるのに、実際復学しているのは去年の場合十四人。十四人がちゃんと卒業していけるのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、しかし、もっと私は、例えば六百人おるんやったら、五十人なら五十人ぐらい

は復学をさせるというか、するような努力を先生もし、生徒もするというような、ある程度この目標値を持って、そしたら当然、またどんな施策をせないかんのかというのが出てくるように思うんですが、今はとにかくパソコンで流して、それで復学する子が来たら編入試験を受けていくというようなシステムを、もっと数値目標を掲げて、復学さすというようなことはできんものかなというように思うんですが、そういうことも含めて、六カ月というようなことを言わずに、やむを得ず編入試験の近くでやめた子がおったら、中退した子がおったら、復学編入試験を受けさせてやるとかというような努力もしていただきたいように思いますので、その点でコメントがあればいただきたいし、なければならないで、そういう努力をしてください。

それから、知事の雇用対策、これもおっしゃっていただいて、私もそういうことだと思うんですが、過去に国費職員が奈良県にいなさったときのノウハウ、まあ残っているかどうかわかりませんが、そういったもので職業紹介をしたり、奈良県はサンプルが少ないから、あまり独自でいろんな数字が出ておりませんが、失業率とか貧困率とかというような数字も県で把握しながらやっていただくという、建前の話でなしに、しっかりとやっていただきたいというように思います。

それから、NPO法人の課税の件、ありがとうございます。均等割の分は免除するというので、団体も大いに励みになるのではないかと。さらに法人税割も、また検討も引き続きしていただいているようでございますが、こういった県の取扱いをさらに市町村にも波及していくように、団体のほうでいろいろご努力もされると思うんですが、とりあえずこれは、非常にありがたく感謝をしておきます。

それから、視力障害者の試験もおっしゃっていただきましたので、これも大変そういった団体の人たちも喜ぶと思いますので、ありがとうございます。

そのほか、県立三室病院等々ございましたが、いずれもよろしく願います。

それと、竜田公園の件で、これは今当面、そんならどうするんやというのができないから、現実にはだましだまし、今でも自転車で走っておるから、だれかが来て、これは自転車は通るなというようなことは言うておりませんから、現状でいったらいいんですが、私が気になるのは、看板がずっと二本立っておるんで、これは注意せよということであって、あの看板を撤去できんものかなというように思うんです。それと、モミジを削るということになるけど、私は、できれば、もしそういうやり方があるんやったら、今の道を公園の園地に復元して、そして道路の際へ持って行って、歩道と遊歩道とを兼ねるというような形でも可能なわけで、いろんな方法を考えて、速やかに、できるだけ早くそういった国道一六八号の安全性、あるいは公園の中を自転車が走れるというようなことを考えていただきますようお願いをしておきます。

以上で、私の質問を終わります。(拍手)

○副議長(田尻匠) しばらく休憩します。

△午後三時四十五分休憩

△午後三時五十九分再開

○副議長（田尻匠） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十五番畷真夕美議員に発言を許します。一一十五番畷真夕美議員。（拍手）

◆十五番（畷真夕美） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、公明党を代表し、生活者の視点から七点にわたり質問をさせていただきます。代表質問の最後でございます。皆様お疲れのようでございますが、最後までおつき合いいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

知事は、地域の自立を図り、暮らしやすい奈良をつくるために、経済活性化と暮らしの向上を二本の柱として、さまざまな政策を提案されています。このような奈良県になればいいな、こんな奈良県に住んでみたいと思う奈良県の姿についての構想が次々と打ち出されています。そういった知事の考える奈良県の姿に対し、私ども公明党の考えを、福祉、医療、雇用、まちづくり等の観点から質問をいたします。

最初に、高齢者福祉について知事にお伺いします。

日本は今まで経験したことのない超少子・高齢社会へと突き進んでいます。人口に占める六十五歳以上の割合は二二%を超え、二〇二五年には高齢化率が三〇%に達すると予測されており、奈良県も同様に三〇%を超えると予測されています。超少子・高齢社会を迎える中で、相互の安心を支える介護基盤の整備をどう実現するのか。公明党は、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年を展望し、必要な介護サービスの基盤整備の目標などを示す新たな介護ビジョンが必要であると考えています。介護への不安は、医療や福祉、年金などと複雑に絡み合っており、それぞれの分野で大胆な改革が求められていますが、最も急ぐべきは、だれもが安心して利用することができる、よりよい制度へと介護保険制度を改善することです。介護保険制度は社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、二〇〇〇年四月に創設されました。この十年間で国民の間に広く定着してきましたが、その一方でサービス利用の大幅な伸びにより、介護保険の総費用も急速に増大し、制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっています。

だれもが一生のうちで避けて通ることのできない介護。公明党は今、介護の充実こそが最重要課題と位置づけ、全国三千人の議員が一丸となって、昨年十一月から十二月にかけて全国一斉に介護総点検を実施いたしました。総点検では、一、街角アンケート、二、要介護認定者・介護家族、三、介護事業者、四、介護従事者、五、自治体担当者の五分野に分けて実態調査を行い、全国では十万件を超える、奈良県でも二千五百件の現場の貴重な声を聞き取ることができました。こうした現場の声をもとに、公明党独自で新介護ビジョンの取りまとめを行いました。この総点検では、介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という三つの不足に対する不安の声が数多く寄せられました。新・介護公明ビジョンでは、これらの不足を解消し、安心して老後を暮らせる社会を目指し、十二

の提案と六十四の対策を提言しています。ついては、新・介護公明ビジョンに関連して、介護施設の整備や在宅支援体制の強化についてお尋ねいたします。

特別養護老人ホームに入所を希望しながら入所できない待機者数は、全国で四十二万人に上っています。これは全国の特別養護老人ホームの入所者数の四十二万人とほぼ同数で、施設系のサービスは圧倒的に不足しています。奈良県においても、施設入所者数は約五千人、そしてほぼ同数の約五千人が施設入所を待っておられます。街角アンケートの結果でも、介護を受けたい場所として入所系の介護施設が四八・一%で、自宅の四三・四%とともに高い割合となりました。

そこで、新・介護公明ビジョンでは、二〇二五年までの入所待機者の解消を目指し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の三施設の倍増を提言しました。また、認知症高齢者の増加に施設整備が追いついていないグループホームなどの特定施設についても三倍増などの緊急整備を提案し、早期の着手を求めています。一方、在宅介護の現状は、公明党の総点検では、要介護認定者・介護家族の七八・五%が自宅で介護を受けているという回答でした。高齢者が安心して自宅で住み続けるためには、在宅介護を二十四時間三百六十五日サポートする体制が必要です。特に、通い、宿泊、訪問といったすべてのサービス体系を提供する小規模多機能型居宅介護事業の大幅な拡充はどうしても必要です。ただし、介護保険料については上限を設け、利用者の自己負担額の上昇を抑制すべきだと考えています。また、高齢者がやりがいを持って介護予防に励めるよう、三年間介護保険を利用しなかった高齢者や、介護ボランティアに参加した高齢者には、例えばお元気ポイントなど、ポイント給付を通じて保険料負担を軽減する制度の導入も提案しています。さらに、介護家族に休息をとってもらえるようなレスパイト、休息ケア事業の拡充なども必要です。

そこで、介護施設や在宅介護サービス基盤の整備について、県としてどのように考えるのか、お伺いいたします。

次に、高齢者の居場所づくりと音楽療法についてお伺いします。

いつまでも健康で生き生きと過ごしていただき、奈良で住んでよかったと満足していただくための、奈良ならではの施策が必要です。地域を見てもひとり暮らしの高齢者が増えています。今、高齢者の一番の悩みは買物です。近くのスーパーが閉店し、郊外の大型店舗になったため、買物が困難になったとの声が多く聞かれます。こういったことも、地域の方々との助け合いがあれば、だれもが老後を安心して生きていけます。また、地域の方々子どもたちとが触れ合える場があれば、いつまでも元気に暮らせるのではないかと思います。

先日、そのモデルとなる、高知県が取り組む、あったかふれあいセンターについてのお話を伺ってまいりました。このセンターは、山間地域におけるサービス不足を補うとともに、雇用の創出や地域のコミュニケーションの確保などの目的と、今後の高齢社会を予測するとぜひとも必要な体制であるとの考えから、高知県がふるさと雇用再生特別基金を活

用した事業として立ち上げたものです。高知県のこれまでの取り組み状況は、平成二十一年一月現在、全三十四市町村のうち二十二市町村、二十八カ所で実施され、雇用人数は七十六人となっています。介護施設、幼稚園の空き教室、公民館などを拠点とし、高齢者や障害者、子どもなど支援が必要な人はだれでも利用ができ、まさに大家族といったイメージです。そこには縦割りではなくさまざまなサービスが提供され、地域福祉の下支えが期待できるものです。公明党の新ビジョンでは、自助、共助、公助の調和がとれた協同型福祉社会を目指しています。このあったかふれあいセンターは地域の共助を支える拠点となるものであり、そのような拠点が奈良県にも必要であると考えます。

また、そのような場においては、音楽療法を取り入れた取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。公明党は、音楽療法を推進するため、平成十四年には県内全施設を対象にアンケート調査をした結果、ほとんどの施設で音楽活動を含め音楽療法が取り入れられているということがわかりました。しかし、音楽療法士は県内には少なく、質の高い音楽療法を提供することにおいては課題が残りました。そのため県は、介護実習普及センターにおいて、介護従事者を対象とした音楽療法についての研修を行っておられ、また、特別養護老人ホームなどでも音楽療法を取り入れた取り組みを行っておられることは承知しており、その取り組みに対しては評価をしているところです。私の地元奈良市では、全国に先駆け十三年間にわたり音楽療法を保健福祉事業に位置づけ、熱心に取り組んでこられました。市独自で音楽療法士を養成、認定することで質の高い音楽療法を提供しています。また、音楽療法が高齢者に与える影響については研究会を設置し、音楽療法士や大学関係者などから研究成果も報告されてまいりました。例えば音楽療法の効果についての調査で、興味深いものがあります。奈良市のシルバーコーラスの方、約千名おられるそうですが、月一回のシルバーコーラスを楽しみに来られる参加者にアンケート調査を行った結果、友達ができ、夜眠れるようになった、外出する機会が増えたなどの声が多く聞かれました。このことから音楽療法には、目に見えないが、確かな効果があり、高齢者の生きがいづくりに有効だと考えられるところです。

そこで、知事にお尋ねします。高齢者が要介護状態に陥ることなく、明るく元気に過ごすためには、生きがいを持って、人とのかかわりを維持しながら、健やかな心を保って暮らすことが大切であり、そのためには、外出のきっかけやコミュニケーションの場となる居場所づくりが必要であると考えますが、いかがですか。また、そのような場においては音楽療法を取り入れた取り組みが必要と考えますが、県としての考えをお伺いいたします。

次に、女性のがん対策についてお伺いします。

二〇〇六年、公明党の主導により、がん対策基本法が成立し、また、奈良県でも昨年、奈良県がん対策推進計画が策定されました。その計画には、二〇一二年までにがん検診受診率の目標五〇%と示されています。それに対しさまざまな取り組みが行われていますが、特に今回、若い女性に多い子宮頸がんや乳がんに対する取り組みについて質問いたします。

今年度公明党が勝ち取った実績である、女性特有の子宮頸がん和乳がんの検診無料クーポン券については、来年度も県内市町村で継続されることになりました。しかし、民主党を中心とした連立政権下で、女性の健康や命を守る国の予算が削減されました。削減されたことで当初は実施が困難であると考えていた市町村もありました。これでは女性の命を守ることはできません。コンクリートから人へと繰り返し叫んでいる政権が、なぜ命を守る検診の予算を削減したのか、全く理解できません。国が目標としている検診受診率五〇％を達成するためには、国が応援すべきです。若い女性に増えている子宮頸がんは、年間約一万五千人が発症し、約三千五百人が亡くなり、また、乳がんは年間約四万五千人が発症し、約一万一千人が亡くなっています。このことから、検診無料クーポン券の継続は不可欠です。先日無料クーポン券を受け取った方が、もったいないと思い、検診に行ったところ、がんが見つかったそうです。幸い早期発見で治療ができ、無料クーポン券のおかげで命で助かりましたと話されておりました。公明党は女性の命、健康を守るために引き続き全力で取り組んでまいります。

また、皆様もご承知のように、子宮頸がんは、検診と予防ワクチンで大部分が予防できる唯一のがんなのです。公明党の強い要望により、念願の子宮頸がん予防ワクチンについては、昨年九月末にはやっと国の承認がおり、十二月から任意接種が可能となりました。しかし、このワクチンを有効とするためには、十歳を超える女性に三回接種しなければなりません。金額も三回接種で四万円から五万円となり、個人には大変高額になります。既に海外では百カ国以上で予防ワクチンが承認され、中でも助成制度がある先進国では、子宮頸がんで亡くなる人が減少しています。このことから公明党では、我が国でもすべての女性が平等にワクチン接種を受けられるよう公費助成が必要であると国や自治体に働きかけている中、公費助成が実現した市町村が全国で出始めています。また、奈良県内市町村においても実現できるよう、現在各市町村に対し申入れを行っているところであり、前向きな姿勢を示してくれている自治体も出始めています。去る二月二十六日には、公明党県議団と党県本部女性局は、荒井知事に、子宮頸がん予防ワクチン接種の推進に関する申入れについて、一、予防ワクチン接種の費用助成を行う市町村に対し、県として財政支援を行うこと。また二番目には、予防ワクチンの有用性について県民に広く普及啓発し、市町村に周知することとの要望を行いました。知事は、現状に理解を示されました。

そこで、健康安全局長にお尋ねします。がん検診受診率の目標達成のため、女性へのがん予防対策として、新年度も含め、どのような取り組みをしていくのか。また、子宮頸がん予防ワクチンについての認識を高めるための啓発が必要と考えますが、今後の啓発についてどのように考えているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、県立奈良病院の整備についてお伺いします。

知事は、県の医療の整備充実を目指し、北和地域と中南和地域において、拠点となるマグネットホスピタルを設置するという構想を発表されています。北和地域の拠点である県立奈良病院は、当初西大寺にあり、昭和五十二年に現在の平松町に移転し建て替えられ、

ことしで三十三年目になります。入院患者の方たちからは、建物が古いとの声をしばしば聞きます。新聞報道等によりますと、知事は県立奈良病院の建替えについて、現在ある場所での建替えよりも、新たな県有地である奈良市七条西町、石木町内の土地に移転するほうがベターだと考えておられるように思います。確かにだれもが、同じ場所で建替えをする場合、工事による騒音や安全性といったものがまず問題だと考えるでしょう。しかし、周辺住民の方は、長年病院があることで安心感を持たれていると思います。そういったことにも配慮しつつ取り組んでいくことが必要だと考えます。

そこで、知事にお尋ねします。県立奈良病院の建替えについて、移転する場合のメリットはどのようなものとお考えでしょうか。

次に、県立奈良病院の建替えに当たって、女性の目線等から、以下三点についてお聞きします。

一点目は、女性専用外来の設置です。公明党の提案により実現した県立医科大学附属病院の女性専用外来は、ことし四月で五年が経過し、大変好評です。更年期障害で悩む女性や思春期で悩む若い女性など、男性医師には相談しにくい悩みを持った女性のために、女性医師が患者一人に三十分という時間をかけ、対応していただいています。また、年間三百人程度が受診される中、年々若い女性の相談が増えています。さらに再診が増えており、精神的な症状を訴える人も増えてきている現状です。ただ、橿原市を中心とした中南和地域の方が大半を占め、北和地域の方の受診が少ないことから、身近に女性専用外来があれば北和の女性の皆様も安心です。今後、女性医師の確保や外来診察日を増やすなどの課題もありますが、おこなっている性差医療の研究にも役立つものであり、県立奈良病院の整備に際しては、女性専用外来の設置を検討すべきと考えます。

二点目は、小児医療における保護者の宿泊施設です。小児については必ず親が付き添います。子どもが長期にわたる治療や入院により、その場を離れられないことが多くあります。そのため、体を休めていただく宿泊施設が必要であると考えます。先日、友人から、そのような施設が奈良県にはあるのですかと聞かれました。残念ながら今はありませんと答えましたが、ぜひ奈良県にもつくるべきであります。いかがでしょうか。

三点目に、ドクターヘリの利用のためのヘリポートの整備についてです。現在奈良県は、平成十五年から和歌山県と、そして平成二十一年からは大阪府とドクターヘリの共同利用を実施し、救急搬送体制の充実を図られていますが、県立奈良病院を整備するに当たり、ドクターヘリを受け入れるヘリポートの整備を検討してはどうかと考えます。知事の所見をお伺いいたします。

次に、産学官連携を活用した地域経済の活性化についてお伺いします。

地域経済の活性化に向けては、新しい産業の創出が課題であり、その際には産学官連携による取り組みが重要と考えます。特に健康に対する関心が高まる中、今後成長産業として期待できる分野の一つが健康・医療の分野ではないかと思えます。産学官連携では、も

のづくり企業と大学等との連携が中心になると思われがちですが、他の産業分野でも連携ができるのではないのでしょうか。

私は先日、検診に行っただけでまいりました。毎年一回検診を受けておりますが、その際思ったことがありました。検診に温泉などを組み合わせ、食事は体にいい地元でとれる食材を取り入れるなど、楽しみながら検診が受けられればいいなと考えました。

そこで全国を調べてみますと、ヘルスツーリズムと呼ばれる医療と観光をセットにした事業がたくさんありました。例えば、視察をした徳島県では、糖尿病の検査と観光をセットに糖尿病医療観光モデルツアーを立ち上げ、ことしの上海万博をきっかけに、本格的に中国からの観光客を呼び込もうとしています。きっかけは、徳島県が糖尿病死亡率全国ワースト一位ということで、糖尿病の克服に向けて、文部科学省の知的クラスター創成事業を活用し、徳島大学を核とした学術機関と徳島県内の企業とが連携しながら、診断・検査機器、治療法、食品、医薬品分野の新産業の創出を行ってきたところです。こうした糖尿病治療のノウハウと阿波踊りなどの観光資源とを組み合わせ、観光振興にも生かし、徳島ならではの医療観光に乗り出しています。その第一弾として、中国から患者や旅行者二十人を招き、観光と最先端の糖尿病検査をセットで体験してもらうモデルツアーをこの三月に実施する予定と聞いております。奈良県の中南和地域は自然の宝庫であり、世界遺産や温泉といった観光資源がいっぱいです。滞在型観光を推進する奈良県では、このような徳島県での取り組みを参考にすれば、中南和地域の活性化に寄与できるのではないかと考えます。

そこで、知事にお伺いします。地域活性化に向けて、特に健康・医療の分野での産学連携について、奈良県はどのような取り組みや支援を行っているのでしょうか。また、健康・医療と観光とを組み合わせた連携の可能性についても、知事にお伺いしたいと思います。

次に、ニートやひきこもり等問題を抱える青少年に対する支援についてお伺いします。

現在、不登校などさまざまな理由でやむなく高校を中退し、仕事にもつげず、社会に出ることをためらう若年無業者、いわゆるニートと言われる、行き場をなくした若者がたくさんいると思われまます。全国では約六十万、奈良県においても約八千人いると言われております。その方たちを、さまざまな部署が力を合わせ最終的には就労までを支援する若者サポートステーションが、県内には現在二カ所設置されています。しかし、若者サポートステーションの窓口で相談に来られる方については、その状況に応じて支援ができますが、相談に来られない方をどうするかが課題となっております。

先日、高知県の若者サポートステーションの取り組みについて、高知県教育委員会にお話を伺っただけでまいりました。大変地道に若者の支援を行っておられることに敬服をいたしました。そこでは、学校との連携がスムーズにとれていること、地域の民生委員との協力体制があること、保護者の理解を得た方については、若者を一人ひとり訪問し、就職への手を差し伸べておられることなど、きめ細かな対応に感動をいたしました。その若者の持つ問題点を把握し、その問題点をサポートしながら、スムーズに社会に適應できるよう、最

最終的には就職までの支援をされている高知県の取り組みには、教えられることがたくさんありました。ここの特徴は、教育委員会が主体となっていることです。その理由は、高知県の場合、若年無業者、つまりニートと呼ばれる十五歳から三十四歳までの人が全国二位、そして不登校児童生徒数、小中学校が全国六位、また高校中途退学者（通信制除く）が全国五位などという実態から、早期に支援を開始するには、その情報を学校教育の現場から切れ目なくつなげることが大切だと考えられたわけです。実際、高知の若者サポートステーションのこれまでの取り組みからも、ニートやひきこもりの四割が不登校経験者であることがわかっています。

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的として、本年四月に子ども・若者育成支援推進法が施行されます。県として、この法律の趣旨を踏まえ、今後、ニートやひきこもり等の問題を抱える青少年に対する支援について、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

次に、奈良らしい景観を守る取り組みについて質問いたします。

奈良は歴史や自然は素晴らしいが、まち並みは雑然としてと言われる方がたくさんいらっしゃいます。駅前や幹線道路など何とかならないのかというご意見をよく耳にいたします。私自身もずっと奈良に住み続けておりますが、日ごろからそのように思っているところではあります。観光地である奈良に多くの観光客が訪れていただいているわけですが、奈良はきれいだな、心が落ちつくなど言ってもらえるような奈良を目指すべきではないかと思っています。外国、特にヨーロッパなどは、まち並みが整備され、何を見てもきれいで調和がとれ、美しく絵になる光景ばかりです。何が違うのか、もちろん建築様式に違いはありますが、そうではなく、景観に対する考え方そのものであるように思います。私も何度かヨーロッパのまち並みを目にしましたが、まず奈良との違いは、看板が少ない、電柱がないといったことかもしれません。広告などの掲示板は決められた箇所に決められたスペースで設置されています。看板よりもまち並みが目に飛び込んでくるのはそのせいかもしれません。

奈良は奈良らしく、知恵を集めて、奈良はきれいだと言っただけのような取り組みがさらに必要ではないかと思っています。張り紙などの違法広告が住民の手によって撤去できるといったことなど、少しずつ自分たちのまちをきれいにしていくといった意識が芽生えつつあると思います。そのために行政ができること、住民ができることなどを明確にし、取り組んでいけばと考えます。

奈良を訪れる観光客に奈良らしい風情を感じてもらい、また美しく風格のあるまち並みを守り、育てるため、建築物などの規制に加え、広告物についても規制を強化していく必要などがあると考えますが、今後、県としてどのように取り組もうとしているのか、知事にお伺いします。

最後に、世界に誇れる奈良公園の魅力向上についてお伺いします。

奈良公園は全国でも有数の広大な公園であり、鹿が自由に動き回るといった、日本でも世界でも珍しい都市公園です。私は、この奈良公園を庭として、子どものころから多くの思い出があり、人一倍愛着を持っています。小学生のころ、奈良公園で写生をしている間に、後ろから鹿にお弁当を食べられたこと、中学生のころ、テストが終われば飛火野で思い切りバレーボールをして、芝生を駆け回ったことなどが懐かしい思い出です。そのときの芝生の感触は忘れられません。その大好きな奈良公園を多くの方に満喫してもらえよう、また奈良公園の隅々まで足を伸ばしてもらえようように、何か手だてはないのかと常々考えています。その奈良公園及び周辺では、特に観光シーズンに交通渋滞が深刻化しており、観光地としての魅力が低下するだけでなく、地域の住民の生活にも支障が生じています。特に東大寺あたりが一番混雑しています。車の排気ガスで歩行者も歩きづらい様子です。この状態が何十年と続いており、地域住民の方も、バスがふだんの二倍から三倍の時間がかかっても仕方がないと思い、毎年過ごしておられます。

今年度と昨年度の二回、県は奈良公園の魅力向上や渋滞対策に向けて社会実験を行いました。奈良公園内を周遊する電気バスが運行され、私も二年連続で社会実験に参加し、県庁広場から電気バスに乗り、奈良公園内を周遊しました。車窓から見える浮見堂はふだんと違う景色でした。目線が違ふとこんなにも感動するのかとわくわくしながら周遊を楽しみました。こんなところに奈良を満喫できる集客施設があれば、奈良の魅力がアップするのではないかと考えているところです。また、奈良公園内の道路は、周遊するバスと指定や予約の車のみの通行を許可し、公園内を安心して歩けるようにするとともに、環境にやさしい自転車道をつくるなどの整備をされてはどうかと考えます。

ポスト一三〇〇年祭に向け、世界に誇れる奈良公園を目指し、奈良公園の来訪者の多様なニーズに対応し、快適に楽しんでいただくため、奈良公園の魅力向上を図るということですが、今後の奈良公園の整備方針について、知事にお伺いしたいと思います。

また、奈良公園及び周辺の渋滞対策や周遊観光の促進について、具体的にどのように進めていくのかも伺いしたいと思います。

以上で壇上よりの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長（田尻匠） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）十五番除議員のご質問にお答え申し上げます。

高齢者福祉についての質問がまずございました。

さきに発表されました新・介護公明ビジョンにおきましては、要介護者やその家族などの現場の声をもとに、きめ細かく介護に関する課題を洗い出されております。県としても同様の問題意識を持ちながら諸施策に取り組んでまいりたいと思います。

高齢者は、一たん病院や施設に入院、入所されますと、それを契機に急速に心身の機能低下が進み、再び自宅に戻り、自立した生活を維持することが困難になることが多いわけでございます。できるだけ住み慣れた自宅で暮らし続けることが重要だと思います。高齢

者へのケア、お世話につきましては、高齢者本人の介護の状況やその家族の状況に応じた在宅の医療・福祉サービスを質・量ともに充実することが急務であろうかと思いますが、一方で、人は最期は病気や加齢に伴い体が弱ってまいりますので、特別養護老人ホームやグループホーム等の多様な終末期の受け皿が必要でございます。在宅・施設両者のバランスのとれた整備が地域では必要かと思っております。在宅介護につきましては、医療が中心となって、訪問看護、訪問リハビリや介護・福祉サービスが連携した看取りを支える仕組みを確立したいと思っております。また、在宅生活を支える家族を支えるために、ショートステイサービスの充実やきめ細かい相談・支援体制の強化を重視していきたいと考えております。特別養護老人ホームや老人保健施設等の介護保険施設、またグループホームや介護つき有料老人ホーム等につきましては、高齢者のニーズや入所待機者の状況を把握した上で、介護保険事業支援計画に基づき、整備を着実に進めていきたいと思っております。今後の急スピードで進む高齢化を見通しますと、施設と在宅の中間的役割を持つサービスや住まいを充実させていく必要があると思っております。小規模多機能型介護サービスや高齢者専用賃貸住宅の整備など、部分的にそのような取り組みも始まっておりますが、さらに一歩進みまして、老後に備えて、高齢者が歩いて暮らせる、楽しく暮らせる、町中への住みかえも重要だと思っております。県が提唱しております、病院を中心としたまちづくりや川辺のまちづくり、また、一市一まちづくり構想など、まちづくりの取り組みの中でそのような考え方も検討していきたいと思っております。

次に、高齢者の居場所づくり、また音楽療法の取り組みについてのご所見、ご質問がございました。

高齢者は、年をとるとともに足腰が弱り耳が遠くなるなど、心身の機能低下が進みますが、その結果、外出する機会も減少して、交流や買物に出かける機会が大幅に少なくなります。その結果、さらに虚弱化するという悪循環になる傾向が見られます。何よりも自宅にこもらず、外に出かけるのが高齢者にとって必要かと思っております。外様になっていただくことが重要だと思っております。そのことが心身の健康の維持や介護予防にも効果がございまして、社会保障に要する財政負担の抑制にもつながるものと思っております。かつては、さまざまな高齢者の居場所がございました。近所の方とのつき合いや社交を通じての人の交わりを維持してきた社会がございましたが、そのような場が喪失してきておりますし、特に大阪通勤の多い奈良では、地域との密着感が少ない家庭も多い可能性もございまして、奈良の地域での課題かというふうに考えます。

高齢者が地域との交流や人とのふれあいを維持しながら、健やかな心を保って暮らすためには、議員お述べのように、外出のきっかけやコミュニケーションの場となる居場所づくりの創出に行政もかかわっていく必要があると思っております。県の方向といたしまして、今後、中高年の方々が地域にデビューし、地域活動やNPOに参加する協働の場所づくり、また、高知県の事例をご紹介されましたが、公共的空間で、高齢者、障害者、子ども等が交流する、集う場所づくり、また、高齢者が、高齢であってもみずからのペー

スで仕事をできる、働く場所づくり、また、生涯を通じて文化・スポーツ活動に取り組む、学ぶ場所づくりなど、多様な高齢者の居場所づくりに取り組んでいきたいと思っております。また高齢者の希望は、もっとほかにもたくさんあるかもしれません。

ご指摘の音楽療法につきましては、現在、特別養護老人ホームの中で行われているケースも多いわけですが、七十二施設のうち二十九施設、心身障害者施設では、三十一施設のうち十六施設で、音楽療法士による取り組みが実施されていると聞きます。大変熱心にしていただいております。音楽療法に取り組むことにより、失語症の方が言葉を出せるようになったとか、孤独感が解消し、明るい表情になったとか、心身にさまざまないい効果が出るように伺っております。今後、このような音楽による癒しの取り組みが高齢者の参加する場所でもさらに広がるように期待していきたく思っております。

次は、県立奈良病院の整備についてのご質問がございました。

まず、移転をした場合のメリットはどういうことかということでございますが、県立奈良病院は、昭和五十二年十月に現在の奈良市平松町に移転いたしまして、その後救命救急センターを併設するなど、整備が充実してまいりましたが、これまでの三十二年間、基本的には当時の施設を利用して、大変老朽化しておる実情にございます。一方、県内の医療体制の抜本的な改革を目指すという観点から、昨年秋に地域医療再生計画を策定いたしました。その中で県内二カ所に高度医療拠点病院を設置するという考えを持ちまして、北和地域の拠点病院として県立奈良病院が必要だというふうに構想の中で考えてきております。そのため、全面的に建て替えるという決断をしたいと思っております。新病院を整備するに当たりましては、現在地での建替えのほか、県住宅供給公社が所有する奈良市七条西町、石木町内、六条山地区と言っておりますが、六条山地区を移転建替えの有力な候補地と考えております。現在、庁内で現在地での建替えと移転による建替えの両面で、それぞれの課題を整理し始めたところでございます。

現在地での建替えの場合は、診療を続けながらの整備となるために、診療への影響や工法、建設コスト等で課題があるわけですが、一方、移転建替えの場合には、高度医療拠点としての機能充実のためには、少なくとも現在のところよりも狭いところに行くというのはちょっと困りますので、広い場所が要る。あるいは、北和地域の高度拠点病院となるためにはアクセスがいいところでないといつたような、移転をする場合の条件等を考えましたが、現在考えておる、県住宅供給公社が主に持っております六条山地区は、現在の敷地の四・五ヘクタールに比べまして、一部民有地がございまして、十二ヘクタールございまして、約三倍近い規模になります。また、六条山地区から西のほうに行きますと、枚方郡山道路という県内の幹線道路にすぐに接続いたしますので、道路的なアクセスがいいという、西のほうに開けているというメリットがございまして、新年度に予算をいただきますと実施したいと思っております。基本構想・基本計画の策定の中では、現在地で建て替えた場合の診療への影響や、移転した場合にどのような課題があるかなどを検討することにしたいと思っております。また、六条山地区の環境調査等を実施して、病院建設地

としての適正な環境をどのように維持するかについても調査をしたいと思います。これらの実証的な検討結果を踏まえて、ことし中を目途に整備場所を決定したいというふうに思っております。

その建替えにおける条件として、三つのことを言われました。

一つは、女性専用外来、女性特有の疾患への対応ということでございます。重要な課題の一つであろうかと思っております。女性特有の症状や心身のことでお悩みの方に、女性医師がじっくりと時間をかけて診療や相談ができる女性専用外来は必要だと思っております。一方、女性専用外来を設置する上で女性医師などマンパワーの確保が重要な課題であり、スタッフの確保が必要だと思っております。また、その女性専用外来の設置場所でございますが、県立奈良病院が適当かどうかについては、やや慎重な検討が要ると、消極的ということではなしにということでございます。どういうことかと申しますと、県立奈良病院は、救急医療を中心とした高度医療拠点病院として整備したいと思っておりますが、救急はやはりばたばたとして一刻を争うといった現場でございますので、女性専用外来のようにじっくりと時間をかけて診療なり問診をするという姿が、あまり近接していきうまいのかどうかといったようなことでございますとか、周辺の医療機関の役割分担、周辺の医療機関と申しますのは、県立奈良病院のほかの病院との関係ということでございますので、女性専用の外来を置く場合のほかの病院との連携ということも視野に入れて、設置場所を検討していく必要があらうかと思っております。基本計画の策定においては、そのような女性専用外来の設置の場所の可能性についても検討したいと思っております。

また、患者家族向けの施設につきましては、この六条山地区のような広いところでありますら十分可能でございますし、県立医科大学のほうでも、新しい病院に近接した、病院を中心としたまちづくりを構想する場合には、そのようなことも十分考慮すべきことかと思っております。

ドクターヘリについてでございますが、県立奈良病院におけるヘリポートの整備につきましては、ヘリコプターの進入路や近隣への騒音などが重要な課題であらうかと思っております。その点について航空的な調査を行い、周辺の調査を行う必要があらうかと思っておりますが、近隣住民の理解を得られるようであれば、また進入路の確保が可能であれば、整備をする方向で検討したいというふうに思っております。

このように、新病院は北和地域全体をカバーする高度医療拠点病院として機能を発揮できるよう、議員のご指摘も含めて幅広く検討していきたいと思っておりますが、基本的な機能につきましては、平成二十二年度中を目途にまとめていきたいと思っております。

次は、産学官連携の対象に、健康・医療の産学官、また、健康・医療と観光との結びつきの可能性についてのご質問がございました。

今後の成長産業の分野を考えた場合、高齢化社会でございますので、健康・医療の分野は成長産業として期待される分野の可能性がございます。奈良県における賃金総額の最大の産業分野は医療・介護の分野でございます。十年前は建設業でございました。こうした

ことから、先月、県主催で健康医療をテーマにもものづくり交流会を県立医科大学で開催いたしました。交流会には、県内企業四十九社が参加されまして、奈良先端科学技術大学院大学や県立医科大学等の研究者から、事業化に結びつくような研究成果や臨床現場における製品開発の情報の紹介がございまして、参加者の間で積極的な議論や相談があったわけでございます。具体的な連携に結びつきそうな案件については、引き続き、事業化や製品化に結びつけるための調整、コーディネートや資金の獲得などの支援を行っていく考えでございます。

また、議員お述べの、健康・医療と観光の結びつきでございますが、思えば、病院のホスピタルと観光のホスピタリティーは同じ語源でございます。一つの分野は、県南部の豊かな自然や温泉などの地域資源を活用して、例えば、長期滞在しながらウオーキングなどによる効果の測定や、特産の食材で健康を意識した食事の提供など、議員が言われたヘルスツーリズムというような、健康回復旅行というようなことも考えられます。このような健康・医療と観光の組合せによる地域活性化については、現在、中小企業支援センターで具体的な検討を始めていただいておりますが、今後、専門家や観光事業者及び、吉野郡の地元市町村などと連携し、実現に向けた協議を続けてまいりたいと思います。

さらにもう一つの分野では、例えば高度医療を提供できる奈良県立医科大学と連携したメディカルツーリズムも有効な手段だと思えます。遠くから来られて病院の近くのホテル、あるいは宿泊所に家族、患者さんが滞在されて手術と療養を受けられるといった発想でございますが、これは既に他県でも、徳島県などでももうやり始めているようなアイデアでございます。奈良での実現の可能性についても検討してまいりたいと思います。

ニートやひきこもりの問題についてご質問がございました。

ニートは、ご紹介のありましたように、家事、通学、就職活動をしていない十五歳から三十四歳の若年無業者でございますが、本県におけるニートの数は、平成十九年の国の就業構造基本調査においておおむね八千人と推測されております。このような方に対して県はこれまで、自立支援の方策検討等を目的といたしまして、さまざまな就労相談等に取り組んできております。しかし、なぜニートになられたのかという、その経緯を調べてみますと、国の調査によれば、三七%が不登校を経験されているとか、ひきこもりの経験者とか、精神科・心療内科の受診経験者がそれぞれ五〇%近くになるとか、あるいは軽度の発達障害を持つ人もいるとか、その経緯はある程度の法則性というか、道筋があるようにも見えるわけでございます。学校の現場までさかのぼると、学校での暴力がある、不登校になる、ひきこもりがある、トラウマが発生する、それは一方では家庭内暴力に、あるいは一方ではニートになるといったことが予想されるわけでございますが、奈良県では、ニートの割合が高い、学校暴力の割合が高いといったようなことから、その結びつきが悪いように発達しないように、危惧をし始めているところでございます。

その対策でございますが、その道筋が必ずしも十分に明らかではございませんが、多少対症療法的になりますが、来年度からは、ニート・ひきこもり支援モデル事業として子ど

も・若者支援地域協議会、不登校問題に先進的に取り組んでいただく葛城市と連携して、そのようなモデル事業をしていきたいと思っております。この子ども・若者支援地域協議会におきましては、教育・福祉・保健医療・雇用関係の各機関やNPO等民間団体と連携して、個々人に対応した支援に取り組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者をより身近な地域で把握し、学校を卒業後も切れ目のない支援を実施するシステムができないかどうかという方向性、方向感覚を持って検討を行いたいと思っております。このケースをもとにした子ども・若者支援地域協議会の検討で、何かいい感覚が出ますと、その内容を県内市町村へ浸透を図るといったことにしたいと思っております。

また一方、ニートに直接結びつくかどうかは定かではございませんが、中学校における学校暴力でございますとか不登校の発生、あるいは運動の不足といったものが連関していると仮に置ける可能性がございますので、スポーツの振興とか、学校の芝生化とか、そういうふうなことも役に立つと思われるようなことは、ぜひ積極的にしていきたいと。道筋はわからなくても、結果的にニートが減ってきたなということになるかもしれません。また、芝生化運動の推奨自身は、それ自身効果のある、本来の効果も期待されるわけがございますので、総合的に地域が不健康になっていないかということの問題意識として持ちながら、ニートはその一つのあらわれかもしれないというような問題意識を持ちながら、いろんなさまざまなことを実行、実験も含めて、していかなきゃいけないというふうに考えております。

景観についてのご指摘を踏まえたご質問がございました。

奈良らしい、奈良は景観が素晴らしいということでございますが、奈良の景観は二種類ございます。素晴らしい景観と見苦しい景観というのが、割と極端に分かれているというご指摘を受けるところでございます。歴史、自然に恵まれた奈良らしい景観は、大きな財産でございますが、魅力を低下させる景観の乱れもあるのも事実でございます。そのような問題意識を持ちながら、昨年、景観条例を上程し、成立していただきました。それに基づき景観計画を施行しております。それによりまして、県内全域を景観規制の対象区域と定め、特に景観の乱れの目立つ県の玄関口や観光ルートである幹線道路等については、重点景観形成区域と定めております。そこでは建築物の新築等の際に、きめ細かい規制誘導を実施しておりますが、既存不適格のものにはなかなか手が及ばないという事情もありまして、効果を上げるには時間が必要であります、やり始めたばかりでございますので、飽きずに継続して取り組んでいきたいと思っております。

一方、法体系は異なりますが、屋外広告物の規制も重要なことでございます。景観阻害の大きな要因の一つでございます。小さなことでは張り紙等違反広告物がございまして、住民参加による除去など、市町村とともに取締りの実施をしております。景観計画と連動したことでございますと、重点景観形成区域でございます西名阪道路の主要インターチェンジや法隆寺及び山の辺の沿道地域において、従来の規制に加え、広告整備地区を指定いたしまして、地区の特性に応じたきめ細かい誘導を実施しております。また、広域幹線道

路十五路線の交差点約百カ所を屋外広告物禁止区域に指定いたしまして、方向案内等一定のものを除きまして、屋外広告物の掲出禁止をしていきたいと思っております。そのための条例改正を本定例会に上程しているところでございます。

また、住民みずからが育て、つくり出す地域の地域の景観に関するルールづくり、住民が参加して景観をよくしようというスキームをつくる、仕組みをつくるということでございますが、景観条例で創設した景観住民協定認定制度を活用したいと思っております。歴史的な家並みの外観保全や商店街の看板デザインの統一、花づくりや緑化など、住民の身近な景観づくりを協働により推進していきたいと思っております。県としては、その協定締結に必要な経費や協定に基づく整備に要する経費の一部を、来年度より補助することにより支援しようとしております。奈良の景観を守り、育て、つくる取り組みを県が力強く進め、もてなしの心にあふれる美しい風格のあるまち並みづくりに努めてまいりたいと思っております。

奈良公園の魅力向上についてのご質問が二点ございました。

奈良公園は、本当に世界に誇る公園となる可能性、資格があると思っております。世界一を目指して魅力向上に努めたいと思っております。奈良公園の整備の基本方針につきましては、奈良公園が有する歴史的・文化的及び自然的資産の特質を維持するということと、一方、公園利用者の利便性や快適性等に配慮した整備の推進が必要かと思っております。これまでの取り組みとして、来園者がゆったりとくつろげる環境として、園地やトイレのバリアフリー化や歩きやすい園路づくり、夜間の観光客の安全確保に手を付けてまいりました。

さらに、今後の魅力向上のために、各拠点施設を想定した整備を行いたいと思っております。奈良公園エントランスエリアとしておりますのは、この県庁の東側、県知事公舎から吉城園のあたりでございますが、吉城園周辺を奈良公園の玄関口として、インフォメーション機能、休息機能、歴史・文化体験機能を有する施設を整備して、来園者を迎えたいというふうに思っております。さらに奥のほうの浮雲園地、春日野園地を、新公会堂がございまして、コンベンションエリアというふうなコンセプトで、新公会堂とシルクロード交流館を一体的に活用するような施設整備を行いたいと思っております。両方を屋根のある通路でつなぐといったようなことでございます。また、周辺園地の整備を行いまして、大きなイベント等が、国際会議が行われるときの場所、活用できる場所に整備していきたいと思っております。また、鷺池・浮見堂が眺望できる位置にございまして高畑町の裁判所跡地エリアがございまして。県有地として持っておりますが、そのような立地条件を生かし、交流や宿泊等の機能を有する拠点施設の整備を行って、国内外の人々の交流を支援する空間づくりを目指したいと思っております。また、鹿が大きな財産でございますが、鹿に親しむエリアということでは、鹿苑がございまして、鹿苑の老朽化及び周辺の環境の悪化がございまして。鹿の保護や収容機能、周辺環境の改善のための鹿苑の改修、施設整備が必要かと思っております。そのようなことをしたいと思っております。

奈良公園は豊かな文化施設でございます。また、興福寺でございますとか、東大寺とか、国立博物館でございますとか、春日大社とか、既存の、県以外の社寺、国有施設も点在し

ておりまして、これを有機的に結びつける一体感のある奈良公園を目指したいというふう
に思っております。そのような観点から、交通動線の確保、モビリティの確保というの
はとても大事でございます。奈良市内の交通の体系の中での奈良公園の位置づけという観
点から、社会実験を行いました。仮歩道や周遊バスの運行は非常に好評でございましたの
で、現在、恒久的な実施に向けて検討を進めております。実証実験で判明したことござ
いますが、奈良公園及び周辺における渋滞の中で、昨年秋の実験で渋滞が発生した南側か
らの交通量の問題がございます。そのため、パークアンドバスライドなどの交通流入対策
が必要かと思えます。また、渋滞ポイントとなる周辺交差点の改良も必要かというふう
に思えます。また、周辺だけでなく、奈良公園内における渋滞対策でございますが、実験し
た結果、観光バスの集中による渋滞がやはり顕著でございますため、大仏前観光自動車駐
車場の予約制の導入でございますとか、登大路観光自動車駐車場、県庁の東にある駐車場
へのバスターミナル機能付加など、バスの流入分散化施策の検討を進めていきたいと思
います。加えまして、歩道の拡幅整備に伴う一方通行規制や周遊バス運行を実施すること
で影響を受ける市内循環など路線バスの再編についても、検討が必要かと思えます。

今後、渋滞対策の観点からも、また公園内の移動の容易化の観点からも、地元説明や関
係機関協議を進めることで、奈良公園の魅力向上に資する恒久策の来年度内実施につな
げてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○副議長（田尻匠） 武末健康安全局長。

◎健康安全局長（武末文男） （登壇）十五番除議員の私に対する質問は、女性のがん対
策について、特にがん予防対策と子宮頸がん予防ワクチンの認識を高める啓発について
でございます。

平成二十一年、昨年十一月に奈良県がん対策推進計画を策定したところでございまして、
その中で、議員お述べのように、がんの検診受診率を二〇一二年、平成二十四年には五〇％
まで引き上げることを目指しているところでございます。しかし、女性特有のがんである
子宮がんの受診率一八％、乳がん一七・三％と、本県の検診受診率は全国平均の約二〇％
を下回っているのが現状でございます。これらのがん検診の受診率を向上させることが重
要であるというふうな認識を持っております。これまで県としては、女性のがん検診受診
率向上に向けて市町村が行う子宮がん・乳がん検診についても、県下どの医療機関におい
ても受診できるような調整を図るとともに、全国紙や県民だよりにおいても女性のがん検
診受診を勧奨することを広く呼びかけ啓発しているところでございます。さらに三月十三
日でございますが、奈良県新公会堂において、女性を対象とした、がん予防に関する啓発
キャンペーンとして講演会と県下四大学によるがんの普及啓発等の発表を予定している
ところでございます。

平成二十二年度の取り組みとしましては、これまでの啓発を継続するとともに、乳がん
検診の受診率の低い市町村と共同での啓発活動であるとか、乳がんの自己検診方法の周

知・健康教育等。女性専用車両等の車内広告を活用した情報の発信。十月十日の奈良県がんと向き合う日に、がん検診の受診の促進キャンペーンを行う。企業が行うピンクリボンキャンペーンと共同して、広く若い女性を中心とした乳がん撲滅啓発を行うなど、これらの事業を行いまして、女性のがんに対する受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

子宮頸がんのワクチンについてでございます。子宮頸がんは、近年二十代から三十代を中心に急増していると言われております。これについて、女性に対して周知することが非常に重要だと認識しております。この子宮頸がんの発症に深くかかわっているヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンが、昨年日本でも承認されまして、ワクチン接種により子宮頸がん患者を大幅に減らせるものと期待されております。ただ、十五歳から十九歳の約三〇%の方が既にウイルスに感染しているとの報告もございまして、ワクチンでは、既に感染したウイルスを排除できるものではないために、がんの予防の観点からは検診も重要ということでございます。これらのワクチンの有用性であるとか検診の必要性など、正しい知識の普及啓発については、先ほど述べました三月の女性のためのがん予防キャンペーンにおいて実施するとともに、子宮頸がんのワクチンは十歳代のできるだけ早い時期に接種することが望ましいことから、今後、保護者の方々のご理解を深めるため、教育委員会等と連携を図り啓発を推進していく所存でございます。

○副議長（田尻匠） 十五番 畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） それぞれにお答えをいただきました。もう時間もございませんので、時間ある限り少し質問したいと思います。

介護については、知事、医療と介護の連携ということが今後大切になるかと思っております。小規模多機能という、地域に密着した、二〇〇六年四月からそういったことが始められたんですが、県内でも全国でもまだこれはあまり進んでおりません。そういったことで、こういった居宅介護事業を中心としながら、地域の方々へのサポートをするという意味で、医療現場から在宅に戻られた方の支援がスムーズに行えるよう、こういったことをどんなふうにしていくのかということもまた検討していただきたいと思っておりますが、そういったことでお考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

それと、音楽療法については、県として、高齢者施設、また知的障害者施設で、音楽療法士による音楽療法を提供していらっしゃる。このことは全施設でできるように今後進めていっていただきたい。私が今回質問させていただいた、高齢者が集う場所で、高齢者の生きがいづくりにつながる音楽療法というものも一方で目指してほしいということで質問をさせていただきました。

高齢者の生きがいづくりにについては、音楽療法ボランティアというような方々をたくさん県としては養成をされて、音楽療法士とともにそういった集いの広場の中で音楽療法が提供できればいいなと思っております。県は、県内、奈良市が十三年間やってきたいろんな経験、ノウハウがございます。知事はいつもおっしゃいますが、地元でやってきた、そ

うということについては、いいところは取り入れるというふうなお考えだと思いますので、またこういった音楽療法についても、先験的にやってきたところの内容をぜひともまた検証をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

それと、中国からのツアー客を迎える高知県ですが、中国の富裕層というのを一つねらっていらっしゃるといふのと、あと、中国ではまだまだ医療体制が万全ではないという中で、日本にこういった医療の機会を求めていらっしゃると。だから、一回だけ検診してどうなんやということがありますので、毎年また来ていただける、毎年来て検診を受けていただける、こういったことにつながる、リピーターにつながるようなそういったところに、これをまたつなげていただければというふうに思っておりますので、今後奈良県としても、医療と観光をセットにしたものをお考えだと思いますので、そういったことの検討に、あるいはまた、そういったお考えを入れていただきたいというふうに思います。

それと、景観については、私も常々、奈良は観光地でありながら見るものがすべて雑然としているというふうに思ってきたわけですが、知事もいろんな外国に行かれた機会が多かったと思いますが、景観に対しての知事のそもそものそういったお考えをお聞きできたらというふうに思います。

最後に、女性のがんです、取り組みとしては今、健康安全局長のほうから、若い子どもたちに予防ワクチンを接種しなければならぬということで、教育現場の方々との連携の中で今後そういった体制を考えていくということでございますので、ぜひともこれは、若い方たち、本当に現実にはたくさんの方が悩んでいらっしゃいます。手術をすることで普通分娩ができない、どうしたらいいかということで多くの方が悩んでいらっしゃいますので、これは早急に体制を整備していただきたいということでお願いをしておきたいと思っております。

それと、先ほどのニートの方への対策なんです、奈良県にはニートの方が多いということでございます。それはいろんな理由からだとは思いますが、その直近の高校中退者が年間六百人、奈良県にもいらっしゃるといふことですので、その高校中退者の方がどういった状況にあるかという、ぜひともこのような追跡の調査をしていただきたい。そういった意味で、そういった方たちへのサポートが必要だといふふうに思っておりますので、こういったお考えがあるのかどうか、お伺いをしたいと思っております。

○副議長（田尻匠） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 総じて除議員のおっしゃる方向で県政を進めているような気もいたしますし、また、励ましていただきながら県政を進める必要もあろうかと、決意を新たにいたしましたところがございます。

その中で幾つかの、考えというようなことを述べろという面もございましたが、ちょっと十分お答えというよりも考え、思いつくところを述べさせていただきますが、介護につきましては、先日、厚生労働事務次官をした辻哲夫さんという人が来ていただきました。高齢者の住まい方というそのものを追求している厚生官僚でございましたが、介護だけで

は回復しない、医療が要る、看護が要るということが基本でございますが、その医療は、病院や診療所が健康な人だけを外来でとって商売にするというやり方は、もうオールドモデルだと。これからは、衰えていく人を訪問したり、まちの中で医療と介護と看護を提供できる地域をつくらなきゃいけないというようなことでございます。

考え方ということでございますが、まちづくりということでも、例えばURの団地において、建替えのときには医療施設を必ず置こうということを彼自身、実験されておりますが、そのようなことと言えば、学園前の鶴舞団地が、URが建替えを考えておりますが、行政があまりかかわっておりませんが、医療とか訪問看護のステーションということは必須のことかというふうに思いますが、県の立場から、また奈良市にも呼びかけて、そのようなまちが全面的に建て替えるときには、そのようなコンセプトのまちづくりができるのかと。すると、後ろにあります古い住宅地の方が、大きな屋敷で住むよりは鶴舞団地の医療に近いところで、ショッピングもあればいいと。またショッピングについても、高齢者になってもショッピングは必須でございますので、イオンのように、行ってそこでいろんなできるということと、それがまちに展開できるというのは、新しいコンセプトでございまして、もう実行されかかっている地域はあるわけでございますが、今まで働く人中心のまちづくりでございました。今度は、働きが終わった人のためのまちづくりということは大変大きな課題かと思えます。その中で、介護だけではなしに医療というのも一緒に出てくるような感想を持っております。

それから、音楽療法というのも、療法というふうに考えますと、何か薬をもらっているみたいかもしれませんが、確かに薬になるにしても、高齢になりますと、外に行って活動する、運動と外と栄養というふうに、辻・元厚生労働事務次官は言っていましたので、外に行って活動するきっかけになるような音楽、あるいは、集まって交流する社交ということの大きな意味があらうかと思えます。理学的な面もあらうかと思えますが、社会的な要素も大きいと。音楽というのは大きな要素かと思えますが。

それと、観光医療ということで、実は中国の中医という、中国の医療は実に進んでいる面がございまして、医学の方に聞くと、中医について、中国医学でございますが、一番勉強してないのは日本の医学界だというふうに聞いたこともございます。したがって、そのような地域に住んでおられる方に、日本の医療が進んでいるよと一概には言えない面があらうかと思えます。専門化してばらばらしている医療体制を見ますと、来て十分評価してもらえる医療提供そのものができるかどうかから検討しなきゃいけないと。ロングステイという意味では、タイのバンコクの近所の医療が大変進んでおりますし、インドも進んでおるわけで、シンガポールももう随分進んで、日本よりも進んでいるという状況の中での観光医療は競争状況に入って、もうおくれた、途上国のことでございますので、そのような意識で観光医療と。

それから、景観でございますが、景観は地域の人の心をあらわすという面があらうかと。あまり景観を意識しないで住んできた面もあらうかと。きれいなのは残すという点は結果

としてよかったわけですが、意識して守るとかつくるということは、奈良のよさを意識して守る、つくるということがこれから大事かと思えます。

また、ニートですが、ニートの発生が多い地域はある程度特色があるように、行かれた四国もニートの発生が高い、奈良もニートの発生が高い。先ほど学校暴力とそのような関係と申しましたが、もう一つ、最近の、ある人は、ニートも閉じこもりも自分の頭の中で自己完結的に考える人がなりやすいという説の論文がございませう。その回路が外にちょっと出ると、ニート、閉じこもりにならない。その中で答えを出そうと、学校でも答えを出せと言われるがために、答えが出ないと閉じこもってしまうといったことも関係するんじゃないかと、これは日本の教育のせいじゃないかという説もありましたが、これはわかりませんが、そうであれば、学校の教育のところからいろいろニート対策、将来の閉じこもり対策、ひいては、すぐに直情になる、その回路が中で回っているのがちょっと出ると暴力行為になるといったことも考えられますので、そういう社会づくりということも考え、いいことは地域で実行するというような、仮説であっても、という観点も必要かというふうに思えます。

雑駁な感想になったかもしれませんが、議員との議論の中でいただいた感想でございませう。

○副議長（田尻匠） 十五番 畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） 答弁ありがとうございました。

それでは、時間もございませうので、また予算審査特別委員ともなっておりますので、また予算審査特別委員会で論議したいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（田尻匠） これをもって、当局に対する代表質問を終わります。

○副議長（田尻匠） 二番 井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） 明、三月六日から七日まで本会議を開かず、三月八日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（田尻匠） お諮りします。

二番 井岡正徳議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回、三月八日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後五時二十分散会